

みえけん たぶんかきょうせい しゃかいづくり ししん

# 三重県多文化共生社会づくり指針

だい2き  
(第2期)

～多様な文化的背景を生かして一緒に築く地域社会をめざして～

【最終案】

令和2年(2020)年3月

三重県

はじめに

<知事のコメントを掲載>

令和2(2020)年3月

三重県知事 鈴木英敬

# 目次

1	指針の基本的事項	1
(1)	指針改定の趣旨	1
(2)	指針の位置づけ	1
(3)	改定の方法	1
(4)	対象期間	1
2	指針改定の背景	2
(1)	多文化共生をめぐる社会の情勢	2
(2)	三重県における多文化共生推進の経緯	3
(3)	多文化共生に関する三重県の現状と課題	5
3	指針の基本的な考え方	9
(1)	多文化共生の必要性と意義	9
(2)	三重県がめざす多文化共生の地域社会像	11
(3)	指針の対象者	11
4	施策の展開	12
(1)	施策の展開方向	12
(2)	施策の推進に向けて	20
①	多文化共生推進主体の役割	20
②	推進体制（各主体との連携）	22
③	施策の目標設定と進行管理	23
【資料編】		
★	各種データ集	1
★	多文化共生にまつわるキーワード	8
★	まちの声	11
★	多文化共生の知恵袋	13
★	多文化共生のネタ帳	15
★	指針策定の過程	18
★	指針作成にご協力くださったみなさん	18

# 1 指針の基本的事項

## (1)指針改定の趣旨

県は、平成19(2007)年3月に「三重県国際化推進指針」を策定し、平成28(2016)年3月に「三重県多文化共生社会づくり指針」として改めて策定し、多文化共生施策を進めてきました。

平成31(2019)年4月には就労を目的とした新たな在留資格（特定技能）が創設されるなど、外国人住民のさらなる増加が見込まれる中、多文化共生への関心が高まっており、その取組を総合的に推進する必要があります。

平成28(2016)年3月に策定した指針は令和元(2019)年度末で終期を迎えることから、指針を改定することとしました。

## (2)指針の位置づけ

県の長期戦略計画である「みえ県民カビジョン」や「誰もが能力を発揮し参画・活躍できる社会の実現」を理念とする「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」をふまえ、多文化共生社会づくりに関する本県の基本的な考え方を示すとともに、県が取り組む施策を体系的に掲げるものです。

また、多文化共生社会づくりを推進する主体の役割を示すとともに、多文化共生の参考となる情報も掲載しました。

## (3)改定の方法

有識者や経済界、学校教育、福祉、行政等、多様な分野の委員による「三重県多文化共生推進会議」や県内在住の外国人・外国出身者からなる「三重県外国人住民会議」、各市町の担当者による「三重県市町多文化共生ワーキング」、県の関係部局等で構成する「外国人材の受入れ・共生に関する三重県庁内調整会議」を通じて意見を聴取しました。

また、県議会での議論をはじめ、関係者等へのヒアリングや県民の皆さんに対するパブリックコメントを実施するなどして、幅広い意見を反映しながら策定しました。

掲載内容については有識者の助言を受けて完成に至りました。

## (4)対象期間

県の中期戦略計画「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」に合わせて、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの4年間とします。

## 2 指針改定の背景

### (1)多文化共生をめぐる社会の情勢

平成31(2019)年4月に新たな在留資格「特定技能」が創設され、外国人労働者の受け入れが拡大されました。根拠となる「出入国管理及び難民認定法」の改正をめぐっては、全国的に外国人の受け入れや多文化共生が大きな話題になり始めました。国では「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が平成30(2018)年12月に、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)」が令和元年(2019)12月に関係閣僚会議で決定されたのをはじめ、令和元(2019)年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019(骨太の方針)」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」においても多文化共生が重視されています。

出入国在留管理庁の統計によると、平成2(1990)年の「出入国管理及び難民認定法」改正以降、在留外国人数は全国的に大幅に増加しました。平成20(2008)年のリーマンショックや平成23(2011)年の東日本大震災の影響で一時は減少したものの、令和元(2019)年6月末時点では282万9416人で、前年12月末より3.6%増えて過去最多となりました。特定技能創設の影響はまだ限定的ですが、日本社会における外国人住民の存在感はますます大きくなってきています。また、経済協力開発機構(OECD)の調べによると、平成29(2017)年に日本へ移住した外国人の数はドイツ、米国、英国に次いで4番目に多く、移民国であるカナダやオーストラリア等を上回っている状況です。

しかしながら、法務省の「外国人住民調査報告書」(公益財団法人人権教育啓発推進センター、平成29(2017)年6月)によると、外国人であることで「過去5年間に侮辱されるなど差別的なことを言われた」人は約30%にもなっており、外国人に対する差別や偏見は存在しています。令和元(2019)年のラグビーワールドカップや令和2(2020)年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等、国際的なスポーツイベントが日本で開催されることで、日本社会の成熟度に国際社会の注目が集まることとなります。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」(平成28(2016)年6月施行)や「日本語教育の推進に関する法律」(令和元(2019)年6月施行)といった外国人住民に関連する法律等をふまえるとともに、「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念である「誰一人取り残さない」、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現が要求されています。

## (2)三重県における多文化共生推進の経緯

### 「三重県国際化推進指針」(2007～2010年度) ⇐外国人住民の急増

本県の外国人住民は、「出入国管理及び難民認定法」が改正された1990年代以降、ブラジル、ペルーなどの南米出身者を中心とする日系外国人やアジア出身の外国人が急増しました。このような状況の中、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていける多文化共生社会を築いていくことをめざし、平成19(2007)年3月に、「三重県国際化推進指針」を策定しました。

### 「三重県国際化推進指針改訂」(2011～2015年度) ⇐外国人住民の永住化

その後、急激な経済環境の悪化に伴い、不安定な雇用形態にあった外国人労働者の失業が増加しました。帰国支援事業等で帰国した人びとがいる一方、国内に残った外国人住民は、住居、教育、医療等さまざまな分野で深刻な課題を抱えることとなりました。

外国人住民が減少する一方で、永住者や学齢期人口(7歳から15歳まで)は大幅に増加するなど、外国人住民が永住者として在留する傾向が鮮明となりました。

こうした社会環境の変化や国際化推進施策の成果と課題をふまえ、平成23(2011)年3月に三重県国際化推進指針を改訂しました。

また、翌年4月に県が策定した長期戦略計画「みえ県民カビジョン」においては、外国人住民が地域社会の一員として、その能力が十分に発揮できるよう環境を整備し、さまざまな主体と連携して多文化共生社会の実現をめざすこととしました。

### 「三重県多文化共生社会づくり指針」(2016～2019年度) ⇐外国人材への期待の高まり

グローバル社会の進展、急速な少子高齢化とそれに伴う地域の活力の低下などにより、多文化共生の重要性が一層増すと考えました。めざすべき「多文化共生」の地域社会像を見据え、前指針の成果と課題をふまえつつ、平成28(2016)年に「三重県多文化共生社会づくり指針」を策定しました。

この指針に基づいて、県は4つの展開方向による各施策に取り組みました。設定した目標値に届かなかった項目もあるものの、概ね達成することができました。

医療通訳の普及、外国人住民を災害時に支援する人材の育成など、外国人住民の安全で安心な生活への支援を進めるとともに、行政・生活情報を6言語によりウェブサイトを提供し、外国人児童生徒等への教育も充実させてきました。生活相談については、市町での体制が整備されたことで県事業としては休止していましたが、特定技能の創設により新たなニーズが予想されることから、令和元(2019)年8月に「みえ外国人相談サポートセンター『MieCo(み

えこ』』を開設したところです。こうした取組により多文化共生の推進体制は整ってきています。

■三重県多文化共生社会づくり指針（2016～2019年度）に基づく取組の結果

展開方向	目標項目	現状値 2015年度	目標値 2019年度	実績値 2019年度
1 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用	三重県多文化共生推進会議、三重県外国人住民会議の年間開催回数	3回	4回	5回
2 情報や学習機会の提供 2.1 外国人住民への多様な情報提供	三重県情報提供ホームページ(MieInfo)の年間アクセス件数	82,882件 (2014年度)	90,000件	114,868件 (2020年2月時点)
2.2 文化の違いや多様性を学び合う機会の提供	多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度	97.9%	100%	99.0%
2.3 多言語による地域の魅力の発信	三重県情報提供ホームページ(MieInfo)の年間アクセス件数【再掲】	82,882件 (2014年度)	90,000件	114,868件 (2020年2月時点)
3 基盤となる安全で安心な生活への支援	多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度【再掲】	97.9%	100%	99.0%
	医療通訳者が常勤している医療機関の数(累計)	6機関	10機関	13機関
	日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合	—	100%	97.6% (2018年度)
4 展開に不可欠なさまざまな主体との連携	多文化共生に取り組む団体数	188団体 (2014年度)	220団体	223団体

### (3)多文化共生に関する三重県の現状と課題

#### ①三重県の現状

■外国人住民数は過去最多に。ベトナム、ネパールなどアジアの人を中心に増え多国籍化が進んでいる

県内の外国人住民数は、1990年代以降ブラジル人を中心に増加し、平成20(2008)年をピークに経済状況の悪化に伴い減少していましたが、平成26(2014)年からは6年連続で増加し、令和元(2019)年12月31日現在で過去最多の55,208人となりました。県内総人口に占める外国人住民の割合も過去最大の3.04%となっています。

その国籍は110カ国に及びます。人数の多い国籍は順にブラジル、ベトナム、中国、フィリピンですが、以前は目立たなかったネパールやインドネシア、タイなどのアジアの人が急増し、いわゆる多国籍化が進んでいます。 ▣資料編★各種データ集①②③

■総人口に占める外国人住民の割合が大きい(全国第4位)

総務省の調査によると、平成31(2019)年1月1日現在の県内総人口に占める外国人住民の割合(2.78%)は、全国第4位の大きさとなっています。日本人住民数が年々減少する一方で外国人住民数は増加を続けています。市町別でみると、外国人住民の数や割合に多寡はあっても、どの地域にも外国人住民が住んでいることがわかります。

外国人住民の人口に占める年齢階級別人口をみると、生産年齢人口(15~64歳)の割合は、日本人住民の人口に占めるその割合と比べて大きくなっています。また、外国人住民の年少人口(0~14歳)の割合(11.76%)を全国と比較すると第2位の大きさとなっています。 ▣資料編★各種データ集④⑤⑥⑦

■「永住者」が多く、「技能実習」、「留学」なども増加している

在留資格では、在留活動・在留期間のいずれも制限されない「永住者」の在留資格を持つ外国人が増えています。ブラジル人の約57%、フィリピン人の約44%は永住者です。また、「技能実習」や「留学」の人も増える一方で、「特別永住者」は減っています。 ▣資料編★各種データ集⑧⑨

■外国人労働者数も外国人雇用事業所数も過去最多を更新中

三重労働局によると、令和元(2019)年10月末現在、県内の外国人労働者数は30,316人、外国人を雇用する事業所は3,802カ所で過去最多を更新中です。製造業に従事する外国人が49.6%、次いでサービス業(他に分類されないもの)が22.9%と多くなっています。外国人労働者のうち34.5%は労働者派遣・請負事業を行う事業所に就労し、全国平均の20.4%より高い比率となっています。 ▣資料編★各種データ集⑩⑪⑫



## ■日本語指導が必要な児童生徒数は全国第7位、在籍率は第1位

文部科学省の調査によると、県内の公立小中学校・県立学校における日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は平成30(2018)年5月1日時点で2,300人と、ここ5年間で約20%増加しています。日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数は353人で、合計2,653人を全国順位で見ると多いほうから7番目となっています。また、公立小中学校の日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数を公立小中学校の在籍児童生徒数で除した「在籍率」を県教育委員会が算出したところ、1.44%で全国1位となっています。

令和元(2019)年5月1日を基準日とした調査では、学齢相当の外国人の子ども3,469人のうち、不就学が5人、就学状況が確認できない子どもが63人いることが判明しました。

▣資料編★各種データ集⑭⑮⑯⑰

## ■日本人も多様になっている

厚生労働省の人口動態統計によると、県内でも日本人の国際結婚の割合は増加しており、平成29(2017)年の婚姻総数のうちでは25組に1組が国際結婚となっています。また、同年に県内で生まれた日本人の子のうち、父母の国籍が日本国籍と外国籍という組み合わせの子は229人で、25年前の155人から大きく増加しています。

法務省によると、平成30(2018)年に帰化が許可された人は全国で9,074人となっています。

「日本人」は「両親が日本人で、日本で生まれ、日本で育ち、日本語が母語で、日本語で教育を受け、日本人の配偶者を持つ人」に限られず、その属性は多様になっています。

▣資料編★各種データ集⑱⑲⑳

## ■多文化共生への関わりと意識

外国人住民も地域の活動に参加するなど、地域社会の一員として溶け込んでいる事例が見られます。また、医療通訳者や災害時の語学ボランティアとして活動する外国人住民もいて、外国人は支援される側だけでなく、支援する側にもなっています。そこでは「第二世代」(親に連れられて幼少期に来日、または日本で生まれ育った世代)も活躍しています。一方で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると「実感している」日本人県民の層は30%前後で推移しており、40%代で推移する「実感していない」層を下回っています。 ▣資料編★各種データ集㉑

## ②三重県の主な課題

### ■新たな課題に対応していくために現状を把握すること

外国人住民については、人数そのものや総人口に占める割合のほか、構成する人びとの年齢、国籍、在留資格等の属性も変化を続けています。このような現状の中、国は「特定技能」の在留資格創設により外国人労働者の受け入れを拡大したことから、今後も外国人住民数のさらなる増加が予想され、また、その国籍や母語はさらに多様化していく可能性があります。日本人についても属性は多様になっており、多文化共生に必要とされる支援や対策の対象は国籍だけでは判断できない状況になっています。このように、多文化共生をめぐる状況は多様化かつ複雑化しており、今後はその傾向がさらに顕著になるものと考えられます。そのため、外国籍の住民や外国につながる住民等の現状を的確に把握し、変化をいち早く捉え、対応を見極めていく必要があります。

### ■多文化共生の意識を定着させること

多文化共生の地域社会になっていると実感する日本人住民が多いとは言えない状況であることから、多文化共生の意識が定着するよう引き続き努めていく必要があります。日本人住民と外国人住民が互いを認めあう、偏見や差別のない社会づくりが求められています。特に人権は尊重されるべきものであるため、人権教育の推進や相談機関の強化が必要です。

### ■行政情報等の多言語化や相談体制を充実させること

外国人住民は日本での滞在歴もさまざまで日本語能力が十分でない人もいるため、行政・生活情報の発信や相談窓口では多言語対応が必要になります。従来のポルトガル語やスペイン語に加えて、アジア諸国出身の外国人の増加に対応した多言語化を推進する必要があります。しかしながら、現時点において、住民数が特に増加しているベトナム、フィリピン、インドネシア、タイ、ネパール等の各言語での対応は限定的な状況です。

### ■外国人住民の安全な暮らしを支えること

外国人住民の中には日本語能力が十分でない人や、日本の事情や文化に対する知識がまだ深まっていない人もいます。それでも、生命や健康等に関する安全は誰一人取り残すことなく守られなければなりません。

県では医療通訳者の育成や医療機関への配置に取り組んできました。医療通訳者は言葉だけでなく医療文化も伝えながら安全で安心な医療に貢献しているところで、医療通訳者を置く医療機関の数や対応言語は増えています。しかし、外国人住民の人数の増加や多国籍化に見合うほど十分とはいえません。

大規模災害が発生した日本の各地域では、外国人への支援が求められました。いざという時に、外国人住民が孤立することなく必要な支援や情報提供を受けられる、そのようなサポートを開始できるよう、防災対策についても引き続き取り組むべきであると考えます。

交通安全や消費者被害防止など、暮らしに関するさまざまな安全も求められています。

### ■あらゆる年齢層の課題に対応していくこと

国による外国人労働者の受け入れ拡大により、外国人労働者はさらに増加することが予想されます。働き手世代である外国人労働者は、地域の人口減少や高齢化が進行する中において、地域経済のみならず、地域社会を支える人材としても期待されます。したがって、労働者も生活者であることに留意し、生活全般にわたる支援を引き続き進める必要があります。

1990年代以降に急増した南米出身者を中心とする日系外国人等は、その多くが永住者となって地域で暮らしていますが、今後は高齢化していくことが見込まれ、そこから新たな課題が顕在化してくる可能性があります。さらに、三重県の外国人住民は年少人口の割合が大きいことから、地域の将来を担う子どもたちへの教育等は引き続き注力し、日本語指導や就学、アイデンティティ(自己)の形成等をはじめとする課題に対応していく必要があります。

外国人住民がそれぞれの年齢層で抱えるさまざまな課題を的確に捉えるため、これまで以上に各年齢層を見渡していく視点が必要となっています。

### ■日本語教育を充実させること

日本語能力が十分でない外国人住民は多く存在し、児童生徒は学校での学習に支障が出たり、日系人等では職業の選択肢が限られ、不安定な雇用形態で働いていたりします。

生活者としての外国人のための日本語習得支援は、地域の日本語教室を中心にボランティアのみなさんが担っていますが、学習者数が増加する一方でボランティアが不足し、運営に苦慮している教室もあります。また、多様化する学習者に合わせた教室の運営や、学習者が通える地域への教室の設置も課題となっており、これらの諸課題を調整するコーディネーターが求められています。

近年増加している技能実習生は日本語能力試験等の勉強を希望している場合が多く、既存の教室では対応しきれないという声も多く聞かれます。日本語教育の推進に関する法律もふまえ、市町、実習生の受け入れ機関、企業の役割や連携について整理する必要があります。

幼児期に来日し、日本語も母国語も十分身につけることなく成長した人が親世代となっており、集住地区の保育所等では通訳がいても意思疎通ができないといったことが起きています。そのような親の子どもたちが公立学校に入学してくることが想定されるため、就学前や幼児期からの保護者も含めた支援が求められています。

### ■オール三重で取り組むこと

外国人が多く在住する市町においては、日本語教室の開設や相談窓口での多言語対応など、日常生活を支える体制を整えてきています。外国人が多く在籍する企業では、適切な労働環境や生活支援の体制を整えている例もあります。各主体が多文化共生に取り組んでいけるよう、このような先行する取組を広く展開するとともに、各主体間の連携や協働を広げることにも求められています。個人レベルにおいても、外国人住民を含めた県民の誰もが参加していけるような活動の機会が求められています。また、地域の取組に対する、国の総合的サポートも望まれます。

これまでの取組により一定の成果はあったものの、残された課題、新たな課題が山積しています。多文化共生は社会の大きな関心事となっており、多文化共生を推進する重要性やそのことへの期待は増しているため、さらなる取組が必要であると考えます。

### 3 指針の基本的な考え方

#### (1)多文化共生の必要性と意義

##### ①多文化共生の必要性

平成28(2016)年11月に発表した伊勢志摩サミット三重県民宣言において、「自分とは違うことを価値と認め合い、国内にとどまらず、さまざまな国のさまざまな立場の人たちとつながって、誰もが挑戦、活躍できる社会にします。」という決意が表されています。

本格的な人口減少社会が到来する中で、県民の皆さんが自分らしく社会参画したり、能力を発揮して、いきいきと暮らすことで、ひいては、その一人ひとりの力の結集が地域の維持・発展にもつながっていくものと考えます。誰もが社会参画や能力発揮できる魅力ある地域になることで、三重で暮らしたいと思う人が増え、地域の維持、さらなる発展につながる好循環が生まれる可能性があると考えます。

これからの将来を見通せば、AI(人工知能)などテクノロジーの加速度的な進化や国際情勢などをはじめ、社会経済環境の変化はかなり速く、またどう変化するのか予測が困難です。今後は、画一的、均質であるより、想定外のさまざまな変化にも対応できる、多様性を受容する社会が求められていると考えます(三重県『ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～』2017年、4-5p)。多様性のうち、国籍や文化的背景によるものを受容することは、多文化共生の推進に関わっています。

なお、2012(平成24)年7月の改正住民基本台帳法の施行により、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳制度の適用対象となっており、どちらも住民サービスの対象となっています。外国人労働者やその家族等の増加が見込まれる中、地域において多文化共生を推進する必要性はより一層増しています。

##### ②多文化共生の意義

###### ■外国人住民の人権保障

多文化共生を推進することは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「日本国憲法」、「人権が尊重される三重をつくる条例」等で保障された人権尊重の趣旨に合致します。

人権は人びとが社会において幸せな生活を営むために必要な固有の権利であり、人権の尊重は人類にとって普遍的な原理です。

## ■安全で安心なまちづくり

外国人住民を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていく視点を持つことや、外国人住民が日本の法令、慣習、文化を理解できるような環境を整備することは、誰もが安心して安全に暮らせる地域づくりにつながります。

## ■住民の異文化理解力の向上

多文化共生を進めることで、地域住民は国際感覚や異文化に対する理解を深めるとともに、自己の文化を客観的に認識することができます。

また、異文化コミュニケーション力に秀でた人材の育成が可能になります。

## ■多様性を認めあう、誰もが暮らしやすいまちづくり

国籍、民族、人種、文化、言語、宗教などの差異を認めあうことは、一人ひとりが違った個性や能力を持つという人の多様性を認めることにつながり、全ての人に配慮した暮らしやすいまちづくりの推進につながります。

## ■地域の活性化

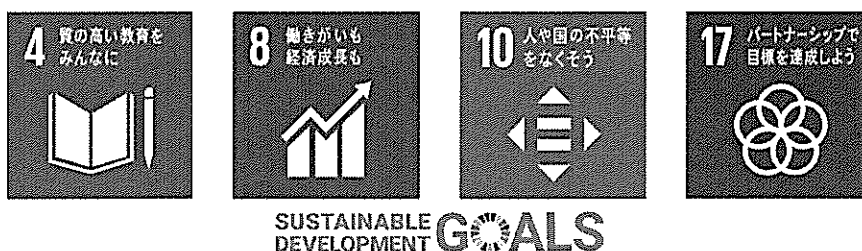
世界に開かれた地域づくりを推進することによって海外から有用な人材が集い、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながっていきます。

## ■イノベーション（変革）の促進

地域での異文化交流や協働が進むことで、多様な価値観を発見し、新しい豊かな文化を創造する機会に恵まれます。

## ■誰一人取り残さない、持続可能で包摂性のある社会の実現

平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、人間、地球および繁栄のための行動計画として、17の目標（ゴール）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられています。その理念である「誰一人取り残さない」ことや、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現は、多文化共生社会づくりにも共通するものです。



17の目標のうち、この指針と関係の深いもの

## (2)三重県がめざす多文化共生の地域社会像

前期指針で定めた「めざすべき『多文化共生』の地域社会像」と多文化共生をめぐる環境の変化をふまえ、めざす地域社会像を次のとおり設定します。

### 三重県がめざす多文化共生の地域社会像

#### 多様な文化的背景の住民が、地域社会を一緒に築いています

全ての地域住民が、それぞれの文化的背景を理解し、お互いの文化を尊重するとともに、正しい人権意識に基づく、差別や偏見のない環境のもとで、地域社会を一緒に築いています。

また、地域社会を一緒に築くことで、多方面で活躍する多様な人材が育つとともに、グローバルな視野を持つ人材や多様な文化的背景の住民による地域づくりをコーディネートできる人材が育っています。

#### 多文化共生から生まれる活力が地域の課題解決に活かされています

多様な文化的背景の人びとの協創・協働により新しい発想が生まれることに気づくとともに、それを生かして地域の課題解決に取り組んでいます。ここでは、行政、大学、企業や各種団体等も協働しています。

こうした取組を通じて地域社会の課題の解決が進み、全ての県民の幸福感が高まっています。

## (3)指針の対象者

多文化共生のメリットは国籍にかかわらず誰もが享受できるものであり、多文化共生社会は全ての県民と一緒につくるものであることから、本指針では全ての県民を対象者とします。

なお、公平性の観点から外国人住民を支援する取組を実施することがあります。その際には外国籍の人だけでなく、日本国籍を有していながら外国につながる人にも十分留意して施策を進めることとします。

## 4 施策の展開

### (1) 施策の展開方向

多文化共生の地域社会を実現するため、3つの基本施策を7つの施策に整理し、それらに沿った事業に取り組みます。

三重県がめざす多文化共生の地域社会像	
■ 多様な文化的背景の住民が、地域社会を一緒に築いています	
■ 多文化共生から生まれる活力が地域の課題解決に活かされています	
基本施策	施策
1 多文化共生に向けた知識や知恵の共有と人権意識の定着	1-1 当事者の声を聴く仕組みづくり
	1-2 研修や啓発活動等の実施
2 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり	2-1 行政・生活情報の多言語化と相談体制の整備
	2-2 安全対策の推進
	2-3 ライフステージに応じた支援
3 多文化共生社会づくりへの参画促進	3-1 日本語によるコミュニケーションの支援
	3-2 多文化共生の地域をつくる行動の促進

#### 基本施策 1 多文化共生に向けた知識や知恵の共有と人権意識の定着

多文化共生についてみんなで学びあい、意識の向上を図る仕組みをつくります。

#### 施策1-1 当事者の声を聴く仕組みづくり

##### 【取組の概要】

多文化共生の社会を実現するためには、当事者の現状を的確に把握し、今の時代に必要な施策を実施する必要があります。そのため、草の根で活動している支援者や外国人コミュニティのリーダーをはじめとする県民の声を聴くとともに客観的なデータを収集します。また、それらについては多文化共生を推進する各主体との間で情報共有を図ります。

##### 【主な取組】

- 有識者や経済界、学校教育、福祉、行政等、多様な分野の委員で構成する三重県多文化共生推進会議を開催します。〔環境生活部〕
- 県内在住の外国人・外国出身者で構成する三重県外国人住民会議を開催します。〔環境生活部〕

- みえ多文化共生地域協議会（仮称）を設置し、地域における外国人材の受入れ・共生に関する施策について国等と連携・協議を行います。（環境生活部）
- 三重県市町多文化共生ワーキングにおいて県内の現状を把握するとともに、課題解決に協働して取り組みます。（環境生活部）
- 外国人が集住する7県1市で構成する「多文化共生推進協議会」において情報共有を図るとともに、国への提言活動を実施します。（環境生活部）
- 即応性のある多文化共生施策を実施するため、毎年12月末現在の外国人住民数を調査し、結果は迅速にとりまとめ公表します。（環境生活部）

## 施策1-2研修や啓発活動等の実施

### 【取組の概要】

多文化共生社会を実現するためには、多文化共生の必要性や意義を理解した上で、日本人と外国人の双方が互いを知って認めあう必要があります。そのため、各種の啓発活動等を推進し、県民の意識向上を図ります。また、多文化共生に関する好事例を収集し、情報発信に取り組みます。

### 【主な取組】

- 国が設定する「外国人労働者問題啓発月間」へ参画し、三重労働局（ハローワーク）と連携して適切な雇用管理等の周知を図ります。（雇用経済部）
- NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体と連携したイベントの開催を通じて、多文化共生意識の普及に努めます。（環境生活部）
- 地域の実情をふまえた外国人の人権をテーマとする啓発事業を実施します。（環境生活部）
- 人権相談ネットワーク会議において、外国人等の人権に関する情報交換を行います。（環境生活部）
- 外国人住民が必要とする行政情報や生活情報、地域における多文化共生の取組に関する情報を、多言語ウェブサイト「MieInfo」で提供します。（環境生活部）
- 多文化共生を推進するキーパーソンとなる学校等職員に対し、県教育委員会等と連携して研修を実施します。（環境生活部）
- 「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を普及するためのセミナーを、4県1市（静岡県・岐阜県・愛知県・三重県・名古屋市）が連携して開催します。（環境生活部）
- 学校や地域で行われる研修会に国際交流員を派遣し、幅広い年齢層の人に多文化共生に関する意識の普及を図ります。また、出身国の紹介を通じて、外国につながる子どもたちのアイデンティティ（自己）形成に寄与します。（環境生活部）
- 国際交流員が運営するFacebookページ「Humans of Mie」において、多様な三重県民の個々のストーリーを紹介します。（環境生活部）
- 県内で活躍する外国人住民を紹介するドキュメンタリー映画を日本人住民と外国人住民が共に企画・制作し、作品の上映を通じて多文化共生に関する県民の意識を醸成します。（環境生活部）



## 基本施策2 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

外国人特有の課題といわれる「言葉の壁」「制度の壁」「心の壁」を理解した上で、それらに起因する格差や分断を軽減し、公平で安全安心な生活環境をつくります。

### 施策2-1 行政・生活情報の多言語化と相談体制の整備

#### 【取組の概要】

各種の手續・法令・制度や社会生活上のルール等について、各種のトラブルを回避するためにも、多言語でわかりやすく情報を提供します。また、さまざまな不安を感じている外国人住民には、母語で相談できる体制やスキルのある相談員による対応で不安の軽減を図ります。

#### 【主な取組】

- 外国人住民からの相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」の周知に努めるとともに、寄せられる相談件数や内容、相談者のニーズをふまえ、業務内容の拡充を検討します。〔環境生活部〕
- 「三重県労働相談室」において関係機関と連携し、多言語対応を行います。〔雇用経済部〕
- 人権相談ネットワーク会議において、外国人等の人権に関する情報交換を行います。〔環境生活部〕 <再掲>
- 外国人住民が必要とする行政情報や生活情報、地域における多文化共生の取組に関する情報を、多言語ウェブサイト「MieInfo」で提供します。〔環境生活部〕 <再掲>
- 三重県ウェブサイトにて外国語ページを用意し、庁内各所属が発信する外国語の情報をとりまとめます。〔戦略企画部〕
- AIを利用した窓口翻訳システムを県税事務所に導入することで、外国人住民からの納税相談などに多言語で対応します。〔総務部〕

### 施策2-2 安全対策の推進

#### 【取組の概要】

外国人住民の生命や健康福祉を守るため、外国人患者が安心して受診できる環境の整備や、災害発生時の対策、交通安全教育や防犯教育等、暮らしの安全対策を行います。あわせて、消費者トラブルの回避や生活困窮者への支援も行います。これらの対策は地域全体の安全安心にもつながると考えられます。

#### 【主な取組】

- 医療通訳に係る人材育成や普及啓発に向けて取り組みます。〔環境生活部〕
- 「外国人患者を受け入れる医療機関」として選出した医療機関（2019年度現在115施設）を中心に、受入れ環境の整備促進に取り組みます。〔医療保健部〕

- 大規模災害時に外国人住民への支援を行う「みえ災害時多言語支援センター」の運営に向けた図上訓練を実施し、関係機関との連携を強化します。〔環境生活部〕
- 外国人住民を対象に、消費者トラブルの未然防止に取り組みます。〔環境生活部〕
- 防災情報を総合的に提供するホームページ「防災みえ.jp」に、英語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語およびスペイン語により防災情報を提供するほか、「災害時に訪日外国人旅行者への情報提供に役立つツール」を掲載します。〔防災対策部〕
- 国民保護情報に関する国の多言語ホームページや、国民保護情報等を多言語で提供するアプリ「Safety tips」等について、県のホームページで紹介しします。〔防災対策部〕
- 国が行う「災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修」等を通じて、災害時の外国人対応を行う人材を育成します。〔環境生活部〕
- 国民健康保険の保険者である市町に対し、事務指導の場を通じて適用状況の確認や制度周知(外国人用説明パンフレットの配布など)に係る指導・助言を行います。〔医療保健部〕
- 外国人エイズ患者診療のため、病院等に通訳を派遣します。〔医療保健部〕
- 外国人結核患者およびその家族に対し、服薬支援等の電話通訳を行います。〔医療保健部〕
- 薬局機能情報提供ホームページ「薬局案内みえ」に、対応可能な外国語情報を掲載します。〔医療保健部〕
- 予防接種や結核スクリーニング等について、国の動きに応じて外国人にも周知を行います。〔医療保健部〕
- 外国人家庭の増加に伴い、通訳が必要な場合への迅速な対応が求められているため、全国で初めて導入した24時間電話通訳や通訳者の派遣を利用し、外国人住民への児童相談体制を引き続き強化していきます。〔子ども・福祉部〕
- 通訳者の派遣や電話通訳を利用し、DVをはじめとする外国人住民への女性相談体制を整備します。〔子ども・福祉部〕
- 防犯情報や交通安全情報をインターネットや広報資料を通じて外国語で提供します。〔警察本部〕
- 日本語を理解しない外国人世帯に対しては、外国語を話すことができる警察官による巡回連絡に努めます。〔警察本部〕
- 3カ国語（中国語、英語、ポルトガル語）による運転免許試験の学科試験を行います。外国免許からの切り替えにあたっては11カ国語（中国語、英語、ポルトガル語等）の知識確認問題を活用します。〔警察本部〕
- 三者通話システムを活用し、110番通報に迅速・的確に対応します。〔警察本部〕
- 事件、事故等の届出対応で必要なときは通訳人を活用します。〔警察本部〕
- 企業等の通訳人を介した交通安全教室や防犯教室に対応します。〔警察本部〕
- 外国人が犯罪や事故等に巻き込まれることを防ぐため、外国人の安全・安心を視野に入れた地域防犯活動を促進します。〔環境生活部〕
- 三重県犯罪被害者等見舞金制度の概要を記載したちらしを多言語に翻訳するなど、見舞金の申請を円滑に進めます。〔環境生活部〕
- 生活困窮者等の相談窓口において、音声通訳機等の活用や通訳派遣を利用し相談に応じます。また、制度の説明に用いるちらしについて、多言語のものを準備します。〔子ども・福祉部〕

## 施策2-3ライフステージに応じた支援

### 【取組の概要】

定住・永住する人が増えてさまざまな年齢層に広がる外国人住民の、各ライフステージで必要とされる対策に取り組み、新たな変化や課題にも対応していきます。次世代を担う若者への支援は、地域の将来への投資となる側面もあります。

### 【主な取組】

#### ◎子ども（乳幼児・児童期）～青年期

- 家庭環境に配慮が必要な外国人等の児童を多数受け入れている保育所において、保育士の加配や保育支援者としての通訳を配置することへの支援を行います。〔子ども・福祉部〕
- 外国人家庭の増加に伴い、通訳が必要な場合への迅速な対応が求められているため、全国で初めて導入した24時間電話通訳や通訳者の派遣を利用し、外国人住民への児童相談体制を引き続き強化していきます。〔子ども・福祉部〕 <再掲>
- 市町等が外国人家庭への支援を適切に行えるよう、母子保健コーディネーター研修などの機会を通じて、外国人妊産婦やその家族がおかれている現状や必要とする支援等について情報提供していきます。〔子ども・福祉部〕
- 少年相談や街頭補導活動等を通じて関わった外国人少年に対し、必要に応じて継続的な指導・助言等を行います。また、かつて非行を犯し、問題等を抱え、再び非行に走るおそれのある外国人少年とその保護者に対して、立ち直り支援活動を行います。〔警察本部〕

#### <教育>

- 外国につながる子どもを対象とする就学前支援教室（プレスクール）が県内市町において実施されるよう、県が作成した教材やマニュアルの普及に取り組みます。〔環境生活部〕
- 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制を支援するため、国の定数に加えて県単独で外国人児童生徒教育対応教員や外国人児童生徒巡回相談員、非常勤日本語指導等補助員を配置します。〔教育委員会〕
- 市町が行う外国人児童生徒の受入体制の充実を図る取組を支援するとともに、外国人児童生徒巡回相談員の学校訪問等により日本語指導や学校生活への適応指導等、指導体制の充実を進めます。〔教育委員会〕
- 県立高等学校入学者選抜において、海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜を拡充します。〔教育委員会〕
- 日本語指導が必要な外国人生徒への学習支援を行う「外国人生徒支援専門員」（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等）を、拠点校となる県立高等学校に配置します。〔教育委員会〕
- 外国人生徒が日本の学校制度や働き方について理解を深め、将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学・就職に関する進路セミナーを実施します。〔教育委員会〕
- 外国人生徒を中心に高校生の就職支援を行う「就職アドバイザー」を外国人生徒が多数在籍する県立高等学校に配置します。〔教育委員会〕
- 職業について理解を深め意欲的に学習に取り組めるよう、外国人の先輩のメッセージを紹介する「キャリアガイドDVD」の普及を進めます。〔環境生活部〕

- 特別支援学校において外国人児童生徒および保護者の支援と通訳等を行う外国人児童生徒支援員を配置します。〔教育委員会〕
- 外国人生徒が、文化や生活習慣の違い、言葉が通じないことから生じる生活や学習に関する不安や悩みについて、母国語で相談できるSNS相談を実施します。〔教育委員会〕
- 日本語指導の実践等に関する教職員研修やeラーニングを実施します。〔教育委員会〕
- 要件を満たす私立外国人学校を設置・運営する学校法人に対して、経常費の一部を助成します。〔環境生活部〕

### ◎成人期

- 地域における日本語教育の実態や課題を把握し、日本語教育に関する計画の策定等に取り組みます。〔環境生活部〕

#### <就労支援>

- 「三重県労働相談室」において関係機関と連携し、多言語対応を行います。〔雇用経済部〕  
<再掲>
- 国から認定を受けた外国人起業活動管理支援計画に基づき、留学生が卒業後に起業準備活動を行うための在留資格取得等を支援し、留学生による起業を促進します。〔雇用経済部〕
- 留学生等の外国人材を対象に、インターンシップ（就労体験）や企業見学の場を提供するとともに、採用意向のある企業の開拓を行います。〔雇用経済部〕
- 津高等技術学校に金属成形科を引き続き設置し、日本語能力に配慮した職業訓練を実施します。また、外国人向けの職業訓練の拡充を検討します。〔雇用経済部〕
- 外国人技能実習生が受検する技能検定試験を円滑に実施するため、試験実施体制の整備を図ります。〔雇用経済部〕

- 経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得および、就労研修の支援に取り組みます。〔医療保健部〕
- 経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人介護福祉士候補者を受け入れた施設における日本語学習や専門学習を支援し、円滑な国家資格取得と就労を促進します。〔医療保健部〕
- 介護福祉士養成施設で資格取得を目指す学生に修学資金を貸し付けます。〔医療保健部〕
- 介護福祉士資格の取得をめざす外国人留学生在が、円滑に国家資格を取得し、日本で就労できるよう、就労予定先の介護施設等が整備する奨学金制度を支援します。〔医療保健部〕
- 外国人技能実習生等が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、介護技能向上のための集合研修の実施を支援します。〔医療保健部〕
- 県内の介護施設等における外国人介護人材の雇用の推進を図るため、外国人介護人材の雇用に関するセミナー・相談会を開催します。〔医療保健部〕

#### <適切な労働環境の確保>

- 外国人が安心して就労できる職場環境づくりを進めるため、企業等を対象に、法令遵守や働きやすい労働環境の整備に向けたセミナー等を開催し、企業等における外国人労働者の受入体制の整備を促進します。〔雇用経済部〕
- 国が設定する「外国人労働者問題啓発月間」へ参画し、三重労働局（ハローワーク）と連携して適切な雇用管理等の周知を図ります。〔雇用経済部〕 <再掲>
- 「三重県労働相談室」において関係機関と連携し、多言語対応を行います。〔雇用経済部〕  
<再掲>

### <住宅確保のための支援>

- 住宅の確保に特別の配慮を要する外国人等が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、県および関係団体で組織する三重県居住支援連絡会として支援活動を行います。〔県土整備部〕
- 電話通訳を利用して県営住宅入居者への相談に対応します。〔県土整備部〕

### ◎高齢期

- 医療通訳を育成する課程において、介護保険や認知症等の高齢者の医療に関する課題をとりあげることに留意します。〔環境生活部〕
- 高齢の外国人住民が抱える課題の傾向について情報収集し、関係機関等と連携の上、必要な対応策を講じます。〔各部局〕

## 基本施策3 多文化共生社会づくりへの参画促進

多文化共生社会づくりに関わる行動に導く仕組みをつくります。

### 施策3-1 日本語によるコミュニケーションの支援

#### 【取組の概要】

円滑な意思疎通のためには日本語が必要であることから、学校や地域における日本語教育の環境整備を図ります。また、災害時に有効とされ、日本語初心者などとの相互理解を進めるのにも役立つコミュニケーション手段である「やさしい日本語」の普及も進めます。

#### 【主な取組】

- 地域における日本語教育の実態や課題を把握し、日本語教育に関する計画の策定等に取り組みます。〔環境生活部〕 <再掲>
- 地域における日本語教育を推進するための体制づくりとして、日本語指導者やボランティアを対象に研修会を開催するなど、人材育成等に取り組みます。〔環境生活部〕
- 外国人住民にもわかりやすい日本語で伝える「やさしい日本語」の普及を図ります。〔環境生活部〕
- 外国につながる子どもを対象とする就学前支援教室（プレスクール）が県内市町において実施されるよう、県が作成した教材やマニュアルの普及に取り組みます。〔環境生活部〕 <再掲>
- 外国人児童生徒の社会的自立に向けた日本語習得等の支援を実施します。〔教育委員会〕
- 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制を支援するため、国の定数に加えて県単独で外国人児童生徒教育対応教員や外国人児童生徒巡回相談員、非常勤日本語指導等補助員を配置します。〔教育委員会〕 <再掲>
- 市町が行う外国人児童生徒の受入体制の充実を図る取組を支援するとともに、外国人児童生徒巡回相談員の学校訪問等により日本語指導や学校生活への適応指導等、指導体制の充実を進めます。〔教育委員会〕 <再掲>
- 日本語指導の実践等に関する教職員研修やeラーニングを実施します。〔教育委員会〕 <再掲>

### 施策3-2多文化共生の地域をつくる行動の促進

#### 【取組の概要】

多文化共生に関わる活動をする人や団体、多文化共生の意識向上に向けた各種の取組や各主体の連携を応援します。多文化共生を推進する雰囲気盛り上げ、誰もが多文化共生の当事者であることを意識できるようにします。

#### 【主な取組】

- 多文化共生に資する事業を行う団体からの三重県の後援名義にかかる使用承認申請を受け付けるとともに、後援事業は公表し、多文化共生の地域をつくる行動を応援します。〔環境生活部〕
- 外国人住民が必要とする行政情報や生活情報、地域における多文化共生の取組に関する情報を、多言語ウェブサイト「MieInfo」で提供します。〔環境生活部〕 <再掲>
- 医療通訳に係る人材育成や普及啓発に向けて取り組みます。〔環境生活部〕 <再掲>
- 大規模災害時に外国人住民への支援を行う「みえ災害時多言語支援センター」の運営に向けた図上訓練を実施し、関係機関との連携を強化します。〔環境生活部〕 <再掲>
- 外国につながる子どもを対象とする就学前支援教室（プレスクール）が県内市町において実施されるよう、県が作成した教材やマニュアルの普及に取り組みます。〔環境生活部〕 <再掲>
- 地域における日本語教育を推進するための体制づくりとして、日本語指導者やボランティアを対象に研修会を開催するなど、人材育成等に取り組めます。〔環境生活部〕 <再掲>
- 外国人住民にもわかりやすい日本語で伝える「やさしい日本語」の普及を図ります。〔環境生活部〕 <再掲>
- 有識者や経済界、学校教育、福祉、行政等、多様な分野の委員で構成する三重県多文化共生推進会議を開催します。〔環境生活部〕 <再掲>
- 県内在住の外国人・外国出身者で構成する三重県外国人住民会議を開催します。〔環境生活部〕 <再掲>
- みえ多文化共生地域協議会（仮称）を設置し、地域における外国人材の受入れ・共生に関する施策について国等と連携・協議を行います。〔環境生活部〕 <再掲>
- 三重県市町多文化共生ワーキングにおいて県内の現状を把握するとともに、課題解決に協働して取り組みます。〔環境生活部〕 <再掲>
- 多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる人材のあり方や育成について市町等と検討します。〔環境生活部〕

## (2)施策の推進に向けて

### ①多文化共生推進主体の役割

多文化共生を着実に推進していくためには、行政だけでなく、全ての県民が当事者であることを自覚し、それぞれの役割を果たしつつ、連携・協働もしながら取り組んでいくことが必要となります。

#### ■「国」に期待される役割

出入国在留管理庁を中心とした関係省庁の緊密な連携のもと、共生社会の実現を図る外国人施策を着実に実施することや、地方公共団体が取り組む多文化共生施策に対して、十分な財政措置をはじめとする総合的サポートを行うことが望まれます。また、中長期的な外国人受入方針の策定も求められます。

#### ■「三重県」の役割

市町を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる課題に対応し、市町では対応が困難な分野を補完するほか、市町を先導するような取組を実施します。また、国への提言なども行います。

なお、幅広い分野の課題に対応するため、「外国人材の受入れ・共生に関する三重県庁内調整会議」を通じて庁内の横断的な調整を行うとともに、関係主体の連携・協働を推進します。

#### ■「市町」に期待される役割

外国人住民を含む全ての県民にとって最も身近な基礎的自治体として、日常生活に関する行政サービスを向上させるとともに、多言語による情報提供や啓発等の取組など、地域の実情に合わせた多文化共生の地域づくりの推進が求められます。

#### ■「三重県国際交流財団」「市町の国際交流協会」に期待される役割

多言語情報の提供、多文化共生の啓発、ボランティア活動への支援など、行政等と連携して、地域の課題やニーズに対応した取組を推進することが期待されます。

特に三重県国際交流財団については、みえ外国人相談サポートセンター「MieCo(みえこ)」での対応や、「みえ災害時多言語支援センター」の県との共同運営、母語の大切さを伝えアイデンティティ(自己)を育む活動のほか、多文化共生の活動を推進する関係主体間のネットワーク構築を図ることが期待されます。

### ■「市民活動団体」に期待される役割

NPOなどの市民活動団体は、独自のノウハウ、情報、ネットワークなどの特色と柔軟性を生かし、地域のニーズに対応したきめ細かな活動が期待されます。また、外国人住民の団体やコミュニティにはそのネットワーク力を生かした活動などが期待されます。

### ■「企業」「経済団体」に期待される役割

外国人労働者の人権を尊重し、労働関係法令を遵守するとともに、外国人労働者の日本社会への適応を促進するために取り組むことが求められます。また、外国人労働者を雇用する責任を認識し、多文化共生の地域づくりに参画することが求められます。

### ■「教育機関」に期待される役割

大学等の高等教育機関には教育研究の成果を生かした地域貢献として、行政、NPO、ボランティア団体などへの支援等が期待されます。また、学生による多文化共生に関する活動の促進や、留学生に対する就職支援等、各種の取組が期待されます。

学校（小学校、中学校、高等学校等）は、全ての児童生徒に対する多文化共生教育、外国につながる児童生徒に対する学習支援や適切な進路指導が求められます。

### ■「県民」に期待される役割

日本人住民と外国人住民は、ともに同じ三重県民として互いの文化や生活習慣等に関する理解を深めるとともに、日本の法令や生活ルール等を遵守することや、地域活動などでの協働が期待されます。相互の対話や交流のため、日本人住民を中心にやさしい日本語の使用、外国人住民を中心に日本語の習得が求められます。



## ②推進体制（各主体との連携）

多岐にわたる多文化共生の課題に対応するため、「外国人材の受入れ・共生に関する三重県庁内調整会議」のほか外部の関係機関等と相互に緊密な連携をとりつつ、県全体で多文化共生社会の実現をめざします。

目的	名称	県と連携する主体
多様な主体の意見を反映させて県の多文化共生施策を総合的・計画的に推進する	三重県多文化共生推進会議	市町 三重県国際交流財団 市町の国際交流協会 市民活動団体 教育機関 企業・経済団体 県民
外国人住民が参画する土壌をつくとともに、外国人住民の意見を県の取組に反映させる	三重県外国人住民会議	県民(外国人住民)
外国人労働者にかかる雇用問題に対応する	外国人労働者雇用等に関する国・県連絡会議	国
多文化共生に関する現状把握や県および市町間の情報共有、課題解決を図る	三重県市町多文化共生ワーキング	市町
地域における外国人材の受入れ・共生に関する課題に対応する	みえ多文化共生地域協議会（仮称）	国 市町 三重県国際交流財団 経済団体 市民活動団体 等

ほかに、外国人住民の生活にかかる相談全般にスムーズに対応できるよう、みえ外国人相談サポートセンター「MieCo（みえこ）」（県・三重県国際交流財団）を核にして、関係機関（国、市町、専門機関等）との連携を強化していきます。

他県との連携では、「多文化共生推進協議会」（群馬県・長野県・静岡県・岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・名古屋市で構成）において、情報交換や各省庁への提言等を行います。また、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の策定主体である3県1市（岐阜県・愛知県・三重県・名古屋市）等と経済団体、企業等が連携し憲章の普及を図ります。

### ③施策の目標設定と進行管理

本指針の進行管理にあたっては、数値目標の達成状況や取組の進捗状況を年度ごとに評価し、三重県多文化共生推進会議に報告するとともに、県のウェブサイトで公表します。

また、社会経済情勢の変化や国の施策の動向等によっては、計画期間内であっても内容の見直しを適宜行います。

#### 【指標と数値目標】

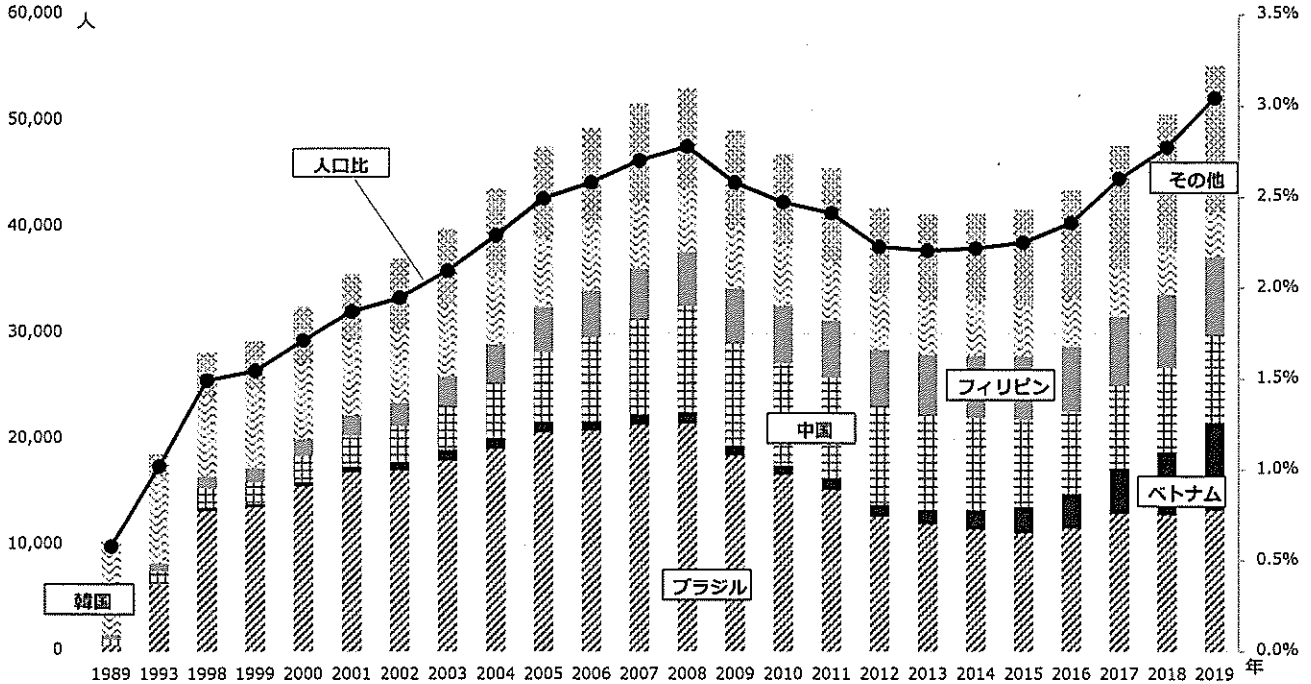
目標	指標	現状値 2019年度	目標値 2023年度	担当部局
多文化共生の地域社会	多文化共生の社会になっている（外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっている）と感じる県民の割合（※）	27.3% (2018年度)	37.3%	環境生活部
1 多文化共生に向けた知識や知恵の共有と人権意識の定着	多文化共生に係る研修等の内容を今後に生かしたいと回答した受講者の割合	94.1%	100%	環境生活部
2 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり	多言語ウェブサイト（MieInfo）の年間ページビュー数	161,145 ページ (2018年度)	199,000 ページ	環境生活部
	医療通訳者の配置や電話通訳の活用により多言語対応が可能な医療機関数（※）	14機関 (見込)	26機関	環境生活部
	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導が行われている学校の割合（※）	86.8%	100%	教育委員会
3 多文化共生社会づくりへの参画促進	日本語教育の推進に関する基本的な方針を策定した市町数	0市町	9市町	環境生活部
	多言語情報提供を想定した図上訓練への外国人住民支援ボランティアの参加者数	23人/年	30人/年	環境生活部

（※）「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」施策213の主・副指標と同じです

★各種データ集

①三重県内の国籍・地域別外国人住民数と総人口に占める割合の推移

(資料)三重県「外国人住民国籍・地域別人口調査（令和元年12月31日現在）」



注1)「外国人住民数」は、2011年以前は外国人登録法に基づく外国人登録者数を、同法廃止後の2012年以降は住民基本台帳に基づく住民数を使用しています。  
 注2) 2015年以前の「中国」は「台湾」を、「韓国」は「朝鮮」を含んでいます。

②三重県内の外国人住民の国籍・地域別内訳

(資料)三重県「外国人住民国籍・地域別人口調査（令和元年12月31日現在）」

順位	国籍・地域	住民数 (人)	構成比	前年比増減数 (人)	前年比増減率
1	ブラジル	13,300	24.1%	421	3.3%
2	ベトナム	8,310	15.1%	2,350	39.4%
3	中国	8,277	15.0%	339	4.3%
4	フィリピン	7,315	13.2%	411	6.0%
5	韓国	4,309	7.8%	-104	-2.4%
6	ペルー	3,053	5.5%	-21	-0.7%
7	インドネシア	1,877	3.4%	263	16.3%
8	タイ	1,693	3.1%	181	12.0%
9	ネパール	1,511	2.7%	290	23.8%
10	ボリビア	970	1.8%	6	0.6%
	その他	4,593	8.3%	460	11.1%
	三重県計	55,208	100.0%	4,596	9.1%

※日本人住民数1,758,611人

③三重県内の外国人住民の国籍・地域

(資料)三重県「外国人住民国籍・地域別人口調査（令和元年12月31日現在）」

アルゼンチン アフガニスタン アルジェリア アルバニア アンティグア・バーブーダ イスラエル イタリア イラン インド インドネシア ウガンダ ウクライナ ウズベキスタン  
 英国 イクワトル エジプト エストニア エチオピア オーストラリア オーストリア オランダ ガーナ カタール カメルーン 韓国 カサハラ キニア キューバ キリシヤ キルギス  
 ケニア コートジボワール コスタリカ コソボ共和国 コンゴリア コンゴ民主共和国 サウジアラビア サンビヤ ジャマイカ シリア シンガポール ジンバブエ スイス  
 スウェーデン スーダン スペイン スリランカ セーシェル セネガル セルビア ソマリア タイ 台湾 タンザニア チェコ 中央アフリカ 中国 チュニジア 朝鮮 韓国 ツバル  
 デンマーク ドイツ トミカ共和国 トルコ トンガ ナイジェリア ニュージーランド ネパール ルワンダ パキスタン パプアニューギニア パラオ パラグアイ パルマドス  
 ルンガリー バングラデシュ フィジー フィリピン フィンランド ブータン ブラジル フランス ブルガリア ブルキナファソ フランス 米国 ベトナム ベネズエラ ベラルー  
 ムール ベルギー ベーランド ボリビア ボルネオ島 ホンジュラス マダガスカル マリ マルタ マレーシア 南アフリカ共和国 ミャンマー メキシコ モザンビーク モルドバ  
 モロコシ モンゴル ウラグ 北アフリカ ルーマニア ロシア ※以上110カ国・2地域のほかに、出生による経過滞在者、無国籍

#### ④総人口に占める外国人住民の割合が大きい都道府県

(資料)総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成31年1月1日現在）」

順位	都道府県名	割合
1	東京都	4.01%
2	愛知県	3.35%
3	群馬県	2.86%
4	三重県	2.78%
5	大阪府	2.67%

#### ⑤三重県内の住民基本台帳人口

(資料)総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成31年1月1日現在）」

自治体名	外国人住民人口 人	日本人住民人口 人	総人口に占める 外国人住民の割合
<b>三重県</b>	<b>50,643</b>	<b>1,773,994</b>	<b>2.78%</b>
津市	8,638	271,164	3.09%
四日市市	9,601	302,567	3.08%
伊勢市	935	125,638	0.74%
松阪市	4,319	160,249	2.62%
桑名市	4,087	138,370	2.87%
鈴鹿市	8,209	192,179	4.10%
名張市	863	78,033	1.09%
尾鷲市	164	17,760	0.91%
亀山市	1,958	47,699	3.94%
鳥羽市	268	18,607	1.42%
熊野市	92	16,985	0.54%
いなべ市	1,928	43,718	4.22%
志摩市	318	49,904	0.63%
伊賀市	5,336	86,861	5.79%
桑名郡木曾岬町	406	5,907	6.43%
員弁郡東員町	603	25,093	2.35%
三重郡菟野町	942	40,912	2.25%
三重郡朝日町	159	10,678	1.47%
三重郡川越町	505	14,559	3.35%
多気郡多気町	134	14,548	0.91%
多気郡明和町	193	22,986	0.83%
多気郡大台町	102	9,283	1.09%
度会郡玉城町	180	15,390	1.16%
度会郡度会町	44	8,228	0.53%
度会郡大紀町	91	8,524	1.06%
度会郡南伊勢町	91	12,720	0.71%
北牟婁郡紀北町	333	15,838	2.06%
南牟婁郡御浜町	54	8,630	0.62%
南牟婁郡紀宝町	90	10,964	0.81%

### ⑥外国人住民の人口に占める年少人口の割合が大きい都道府県

(資料)総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成31年1月1日現在）」

順位	都道府県名	割合
1	静岡県	11.91%
2	三重県	11.76%
3	群馬県	11.55%
4	愛知県	11.46%
5	埼玉県	10.86%

### ⑦三重県内の年齢階級別人口

(資料)総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成31年1月1日現在）」

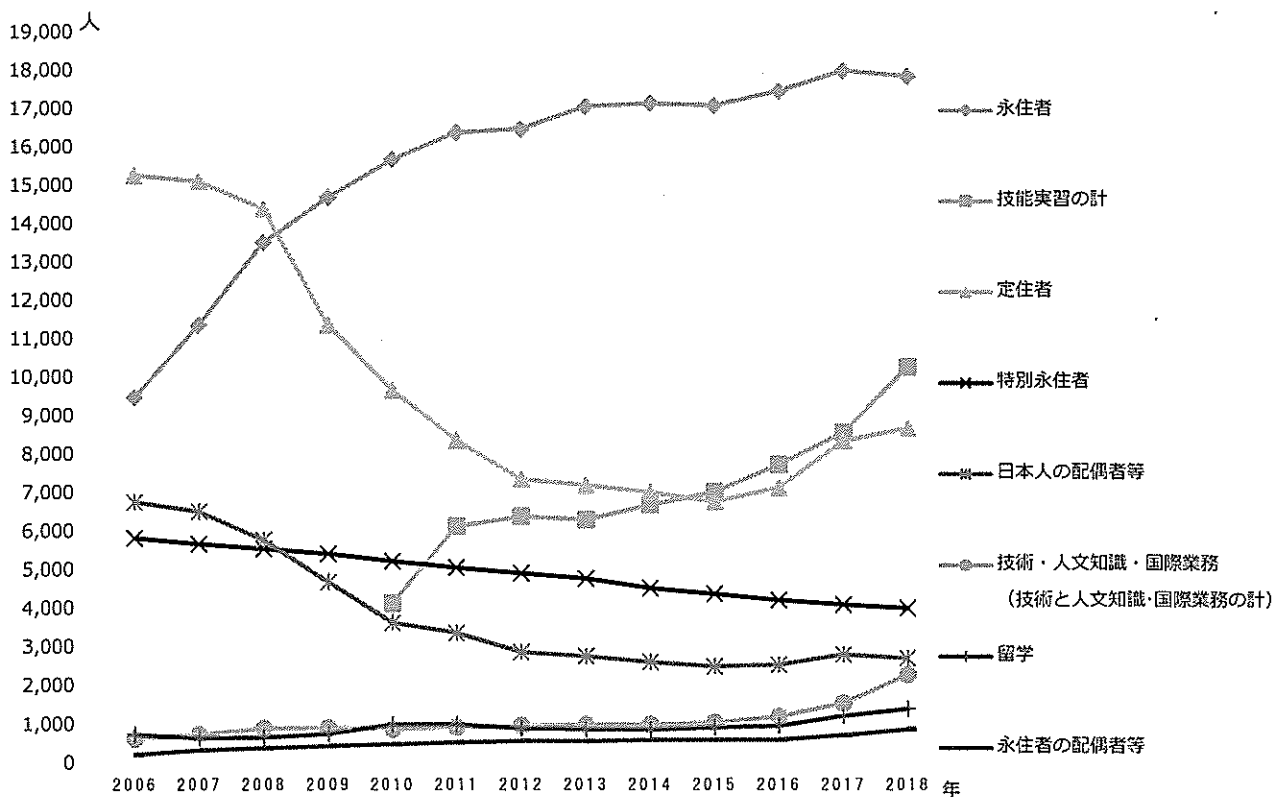
	総数 人	年少人口 (0～14歳) 人	年少人口 の割合	生産年齢人口 (15～64歳) 人	生産年齢人口 の割合	老年人口 (65歳～) 人	老年人口 の割合
外国人住民 全国	2,667,199	227,021	8.51%	2,268,941	85.07%	171,177	6.42%
三重県	50,643	5,932	11.76%	42,097	83.44%	2,424	4.80%
日本人住民 全国	124,776,364	15,531,403	12.45%	74,230,887	59.49%	35,014,064	28.06%
三重県	1,773,994	221,097	12.46%	1,029,013	58.01%	523,884	29.53%

※数値には年齢不詳者を含んでいない

※三重県は年齢階級別人口が一部非公表となっている

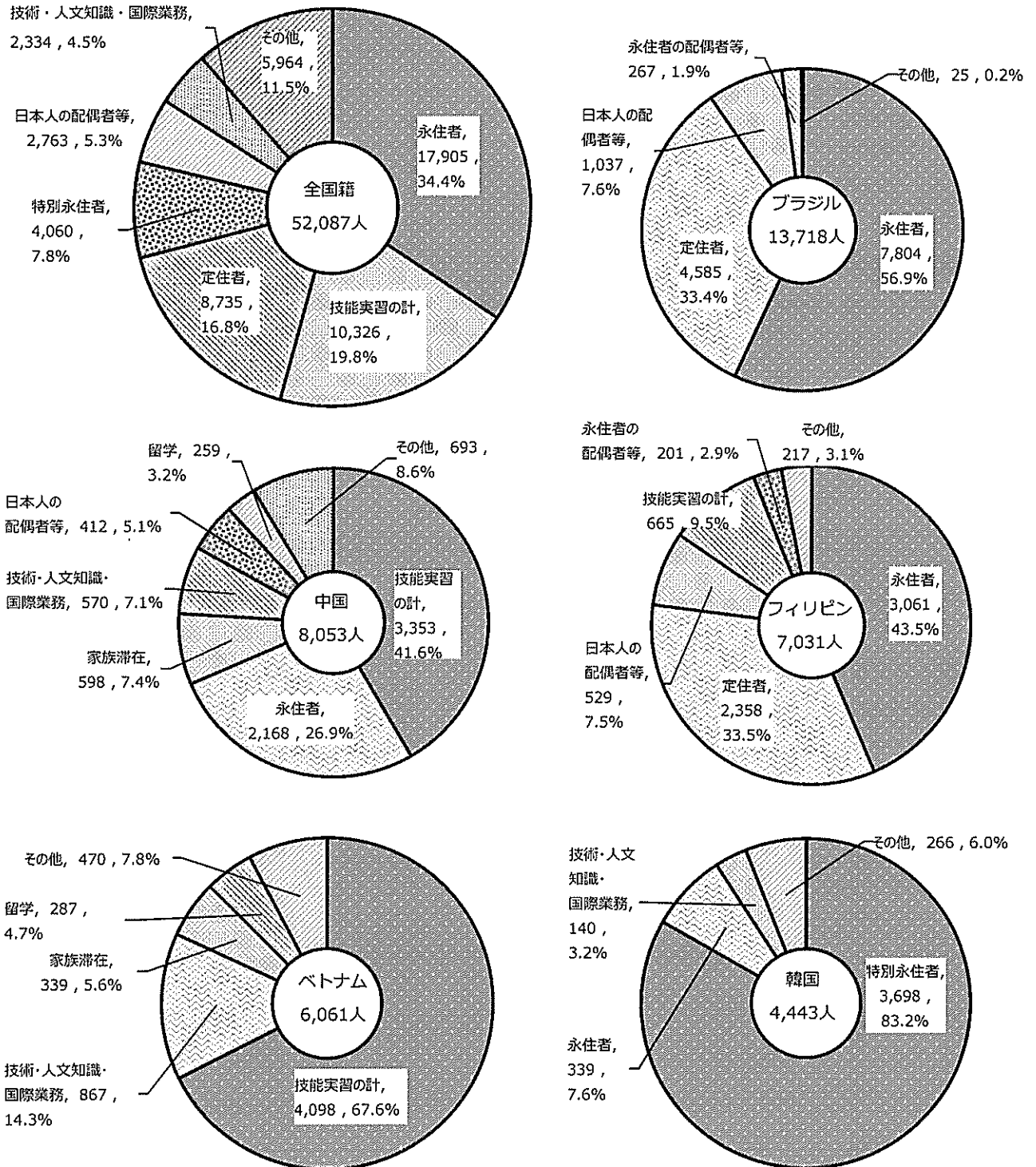
### ⑧三重県内の主な在留資格別外国人住民数の推移

(資料)出入国在留管理庁「在留外国人統計」



### ⑨三重県内の外国人住民の在留資格内訳（主な国籍別）

（資料）出入国在留管理庁「在留外国人統計（平成30年12月末現在）」 ※在留資格，人数，構成比



### ⑩外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

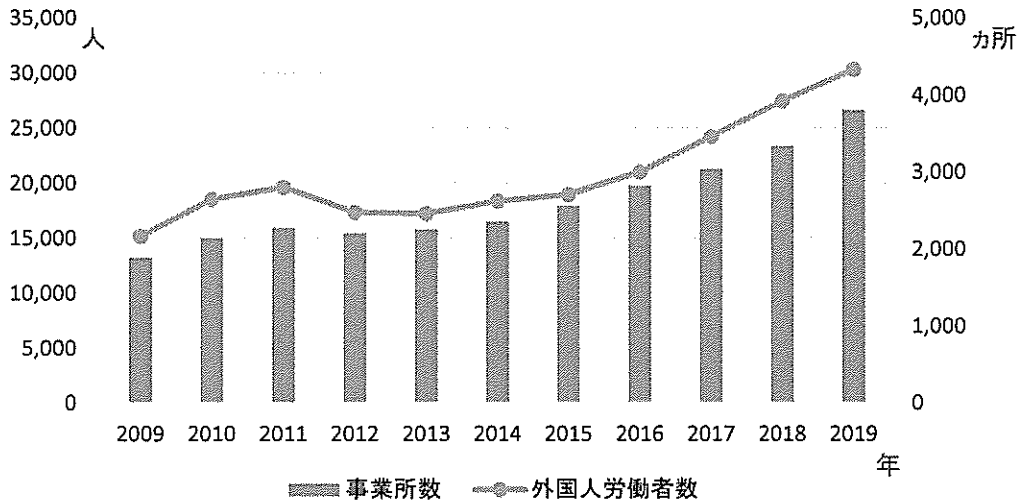
（資料）厚生労働省 三重労働局『外国人雇用状況』の届出状況（令和元年10月末現在）

	外国人労働者を雇用する事業所数		外国人労働者数	
		うち派遣・請負事業所 [比率]		うち派遣・請負事業所 [比率]※
全国	242,608	18,438 [7.6%]	1,658,804	338,104 [20.4%]
三重県	3,802	449 [11.8%]	30,316	10,446 [34.5%]

※労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数および当該地域の外国人労働者数に対する比率を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者の全てが派遣労働者等であるとは限らない

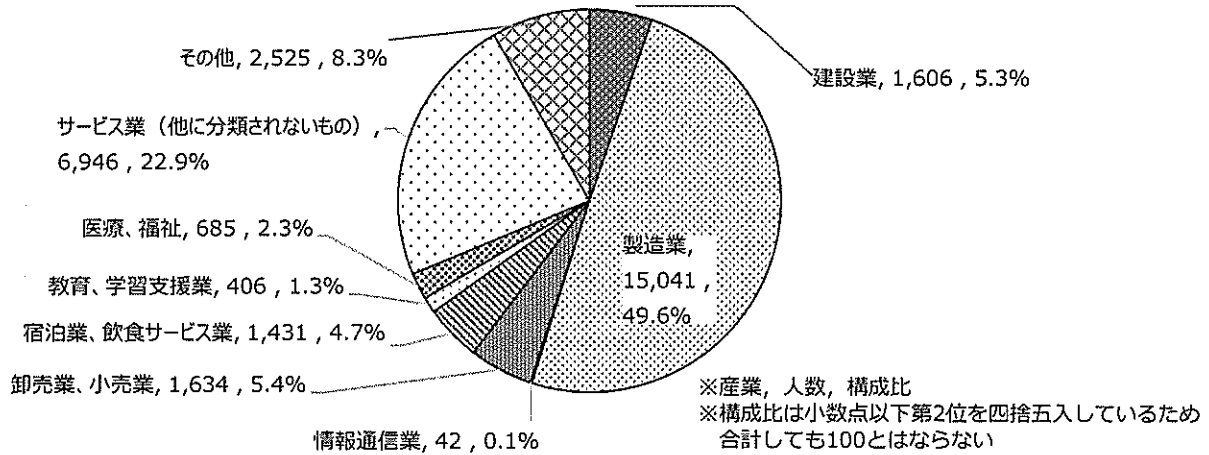
### ⑪三重県内の外国人雇用事業所数と労働者数の推移

(資料)厚生労働省 三重労働局『外国人雇用状況』の届出状況 ※各年10月末現在



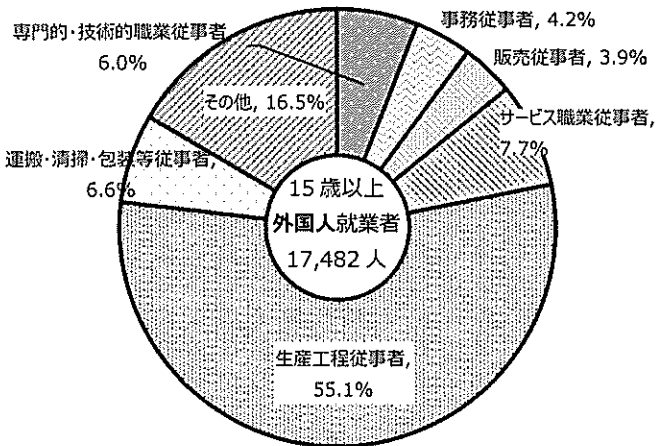
### ⑫三重県内の外国人労働者の就労先

(資料)厚生労働省 三重労働局『外国人雇用状況』の届出状況 (令和元年10月末現在)

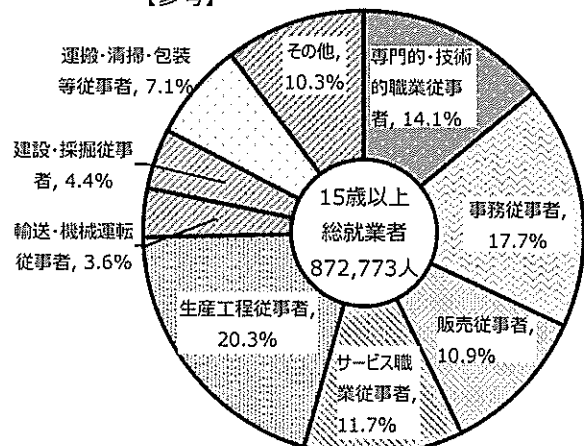


### ⑬三重県内の外国人住民の職業別就業状況

(資料)「平成27年国勢調査」



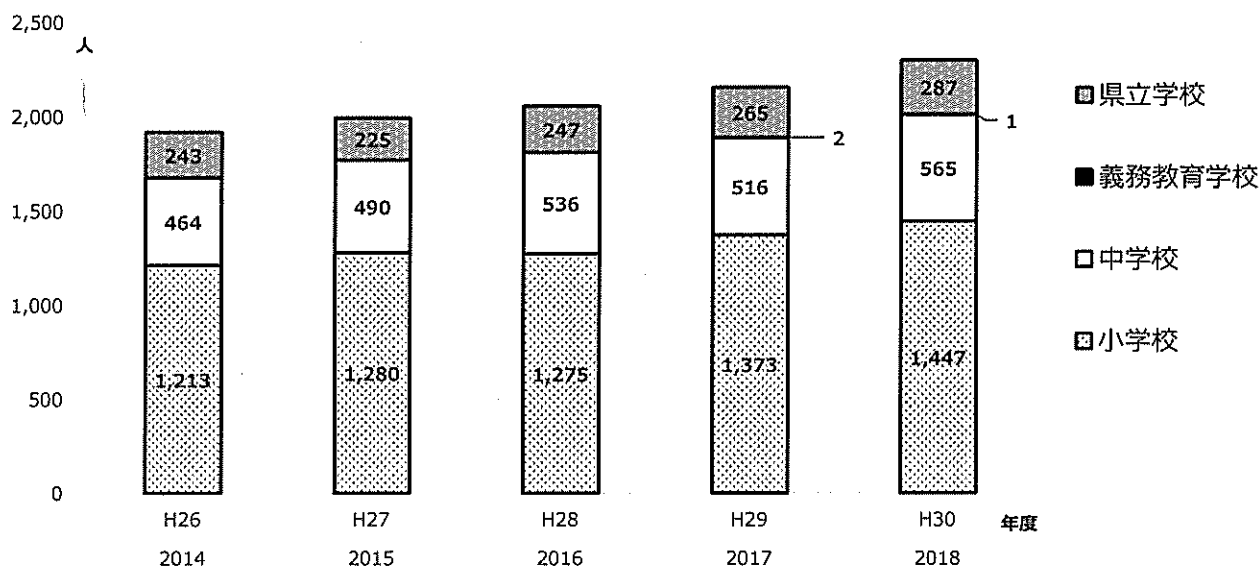
【参考】



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計しても必ずしも100とはならない

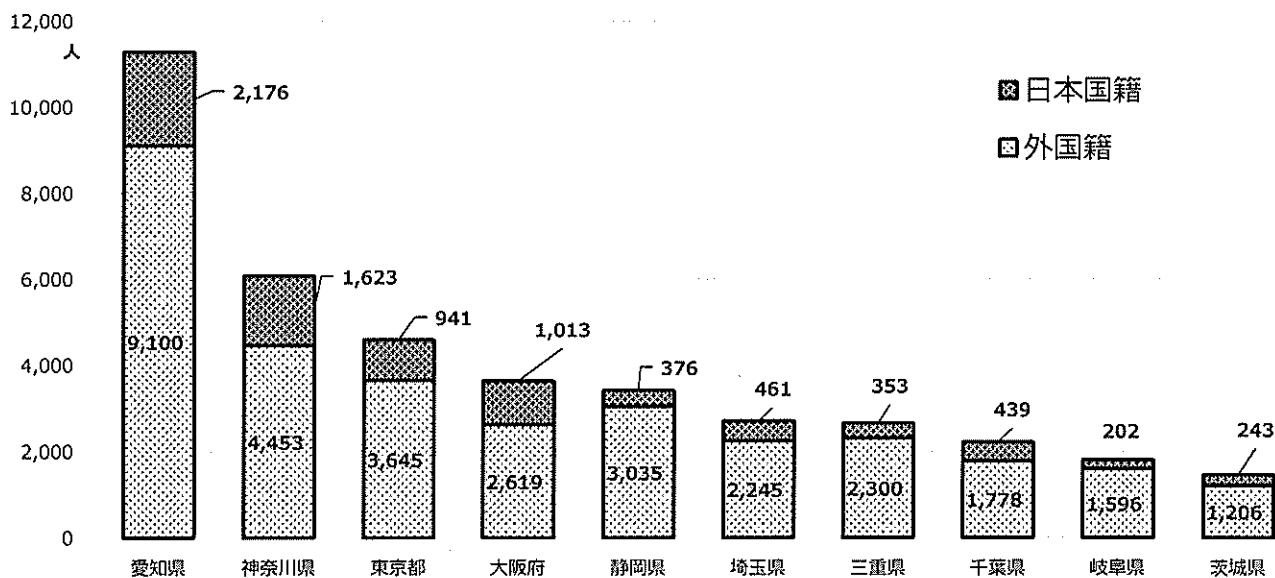
⑭三重県内の公立小中学校および県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数の推移

(資料)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」 ※各年5月1日現在



⑮公立小中学校および県立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数（多い都道府県）

(資料)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年5月1日現在）」



⑯公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率

(資料)三重県教育委員会 ※平成30年5月1日現在

順位	都道府県名	割合
1	三重県	1.44%
2	愛知県	1.41%
3	静岡県	1.00%
4	滋賀県	0.97%
5	岐阜県	0.87%



### ⑰ 学齢相当の外国人の子どもの就学状況

(資料)文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果(速報)(令和元年5月1日基準)」

(人)

	義務教育諸学校	外国人学校等	不就学	転居・出国 (予定含む)	就学状況 確認できず	計
三重県	3,158	151	5	92	63	3,469
全国	96,395	5,004	1,000	3,047	8,768	114,214

### ⑱ 日本人の国際結婚の状況

(資料)厚生労働省「人口動態統計」

(件)

平成 29(2017)年				平成 4(1992)年			
	総数	夫妻とも 日本国籍	夫妻の一方が 外国籍		総数	夫妻とも 日本国籍	夫妻の一方が 外国籍
全国	606,866	585,409	21,457	全国	754,441	728,579	25,862
三重県	7,937	7,623	314	三重県	10,217	9,950	267

### ⑲ 日本人の出生の状況

(資料)厚生労働省「人口動態統計」

(人)

平成 29(2017)年				平成 4(1992)年			
	総数	父母とも 日本国籍	父母の一方が 外国籍		総数	父母とも 日本国籍	父母の一方が 外国籍
全国	946,065	927,931	18,134	全国	1,208,989	1,191,219	17,770
三重県	12,663	12,434	229	三重県	17,686	17,531	155

### ⑳ 日本国籍に関する数の推移

(資料)法務省ウェブサイト

#### ■ 帰化許可者数の推移

	帰化許可者数(人)			
	合計	韓国・朝鮮	中国	その他
平成26(2014)年	9,277	4,744	3,060	1,473
平成27(2015)年	9,469	5,247	2,813	1,409
平成28(2016)年	9,554	5,434	2,626	1,494
平成29(2017)年	10,315	5,631	3,088	1,596
平成30(2018)年	9,074	4,357	3,025	1,692

#### ■ 国籍取得者数の推移 ※国籍法第3条、第17条等の規定に基づき、日本国籍を取得した者の数

(人)

	平成 26(2014)年	平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年	平成 30(2018)年
全国	1,131	1,089	1,033	966	958

#### ■ 国籍離脱者数の推移 ※国籍法第13条の規定に基づき、日本国籍を離脱した者の数

(人)

	平成 26(2014)年	平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年	平成 30(2018)年
全国	603	518	613	770	962

#### ■ 国籍喪失者数の推移

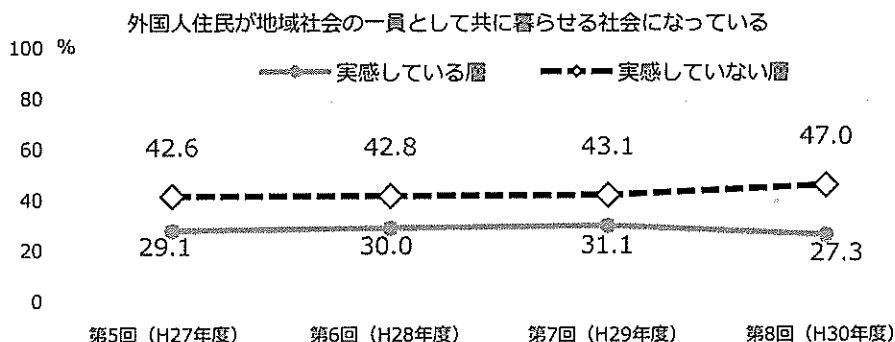
※戸籍法第103条又は第105条の規定に基づき、日本国籍を喪失した旨の届出又は報告があった日本国籍喪失者の数

(人)

	平成 26(2014)年	平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年	平成 30(2018)年
全国	899	921	1,058	1,172	1,300

## ②多文化共生に関する三重県民の意識

(資料)三重県「みえ県民意識調査」



## ★多文化共生にまつわるキーワード

### ■多文化共生

地域における多文化共生については、「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(総務省、2006年3月)において、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」とされています。

### ■日本における国籍

日本国籍の取得および喪失の原因は、国籍法(昭和25年法律第147号)に定められています。

日本国籍を取得する原因	日本国籍を喪失する原因
<p>1 出生(国籍法第2条)</p> <p>(1) 出生の時に父又は母が日本国民であるとき</p> <p>(2) 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき</p> <p>(3) 日本で生まれ、父母がともに不明のとき、又は無国籍のとき</p> <p>2 届出(国籍法第3条、第17条)</p> <p>届出による国籍の取得とは、一定の要件を満たす方が、法務大臣に対して届け出ることによって、日本国籍を取得するという制度です。</p> <p>(1) 認知された子の国籍の取得</p> <p>(2) 国籍の留保をしなかった方の国籍の再取得</p> <p>(3) その他の場合の国籍の取得</p> <p>3 帰化(国籍法第4条から第9条まで)</p> <p>帰化とは、日本国籍の取得を希望する外国人からの意思表示に対して、法務大臣の許可によって、日本の国籍を与える制度です。</p>	<p>1 自己の志望による外国国籍の取得(国籍法第11条第1項)</p> <p>自分の意思で外国国籍を取得した場合、例えば、外国に帰化をした場合等には、自動的に日本国籍を失います。</p> <p>2 外国の法令による外国国籍の選択(国籍法第11条第2項)</p> <p>日本と外国の国籍を有する方が、外国の法令に従って、その外国の国籍を選択した場合には、自動的に日本国籍を失います。</p> <p>3 日本国籍の離脱(国籍法第13条)</p> <p>日本と外国の国籍を有する方が、法務大臣に対し、日本国籍を離脱する旨の届出をした場合には、日本国籍を失います。</p> <p>4 日本国籍の不留保(国籍法第12条)</p> <p>外国で生まれた子で、出生によって日本国籍と同時に外国国籍も取得した子は、出生届とともに日本国籍を留保する旨を届け出なければ、その出生の時にさかのぼって日本国籍を失います。</p> <p>5 その他(国籍法第15条、第16条)</p>

※日本のように、出生時の国籍取得について親の国籍を継承する考えを「血統主義」といいます。生まれた場所で国籍を定める考えを「生地主義」といい、アメリカ合衆国、カナダなどが採用しています。

(参考)"国籍Q & A". 法務省. <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji78.html#a01>,(参照2020-03-03)

"無国籍の問題". 一般財団法人自治体国際化協会多文化共生ポータルサイト.

[http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/born/nationality\\_problem.html#hdg-01](http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/born/nationality_problem.html#hdg-01),(参照2020-03-03)

## ■在留資格

出入国管理及び難民認定法（入管法）（昭和26年政令第319号）第2条は、入管法及びこれに基づく命令における「外国人」の意義は「日本の国籍を有しない者をいう」としています。

我が国に入国・在留する外国人は、原則として入管法に定める在留資格のいずれかを有する必要があります。このように外国人の活動をあらかじめ類型化し、いかなる活動等であれば入国・在留が可能なのかを明らかにする仕組みを在留資格制度と呼びます。

(参考)一般財団法人自治体国際化協会. 自治体国際化フォーラム. 361号, 2019, 7p.

[http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf\\_361/04\\_sp-edit.pdf](http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf_361/04_sp-edit.pdf),(参照2020-03-03)

## ■外国人が日本に滞在するために必要な在留資格の一覧

法務省資料より作成

### 就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能（または熟練した技能）を要する業務に従事する外国人等
技能実習	技能実習生

### 身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

### 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

### 就労が認められない在留資格\*

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる

## ■「在留カード」「特別永住者証明書」

在留カードは、新規の上陸許可、在留資格の変更許可や在留期間の更新許可など、在留資格に係る許可の結果として我が国に中長期間在留する者（中長期在留者）に対して交付されます。在留カードには、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留資格、在留期間、就労の可否など、法務大臣が把握する情報の重要部分が記載されています。

特別永住者証明書は、特別永住者の法的地位等を証明するものとして交付されるもので、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、有効期間の満了日などの情報が記載されます。

(参考)"各種手続案内". 出入国在留管理庁. <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>,(参照2020-03-03)

## ■外国人住民に係る住民基本台帳制度

我が国に入国・在留する外国人が年々増加していること等を背景に、市区町村が、日本人と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まりました。

そこで、外国人住民についても日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び市区町村等の行政の合理化を図るための、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が第171回国会で成立し、平成21年7月15日に公布、平成24年7月9日に施行されました。

本法律の施行により、外国人住民に対して住民票が作成され、翌年平成25年7月8日から、住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)及び住民基本台帳カード(住基カード)についても運用が開始されました。

(参考)"外国人住民に係る住民基本台帳制度". 総務省. [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu/index.html),(参照2020-03-03)

## ■外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章

東海3県1市(岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市)では、地元経済団体の協力のもと、平成20年1月に「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を策定しました。平成24年2月には静岡県も独自に同趣旨の憲章を策定しており、東海4県1市ではこれらの普及を通じて、外国人労働者が日本で働きやすい職場環境の確保等を促進しています。

<p>外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章</p> <p>外国人労働者は日本社会のルールを十分理解するよう努めることとし、企業は彼らの多様性にも配慮しながら、安全で働きやすい職場環境の確保をはじめとする以下の諸項目に自主的に取り組むこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 外国人労働者の日本社会への適応促進を図るため、彼らに対して日本語教育及び日本の文化や慣習等についての理解を深める機会を提供するよう努める。</li><li>2 外国人労働者及びその家族が地域の住民と共生できるよう、彼らの地域社会参画の機会の確保に努める。</li><li>3 外国人労働者の子どもが将来の日本社会あるいは母国社会を支える存在となることを考慮し、子どもの社会的自立を図るため、外国人労働者が保護者としての責任を果たすことができるよう努める。</li><li>4 外国人労働者が日本人労働者と同様、公正かつ良好な労働条件を享受できるよう、彼らを雇用する場合、労働関係法令等の遵守に努める。</li><li>5 法令遵守の観点を取り入れながら調達先・取引先を選定するよう努める。</li><li>6 本憲章の理念を尊重し、社内、グループ企業及び取引先に周知するよう努める。</li></ol>
--

## ■やさしい日本語

「やさしい日本語」は、わかりやすい語彙と単純な構造から作られた日本語です。在住外国人や訪日旅行者など日本語に不慣れな外国人の方々でも理解しやすく、災害時や日常生活での情報伝達に有効なツールとして活用されています。

(参考)"やさしい日本語 関連サイト". 一般財団法人自治体国際化協会.

[http://www.clair.or.jp/j/multiculture/link/link\\_eja.html](http://www.clair.or.jp/j/multiculture/link/link_eja.html),(参照2020-03-03)

## ★まちの声

指針の策定にあたっては、各種団体等での活動を通じて外国人住民に関わっている方々にヒアリング調査を行いました。その調査によりお聞きした意見のほか、多文化共生に関わるさまざまな方々の声やつぶやきを紹介します。

<p>ゴミの分別については方法だけでなく、理由も教えると技能実習生たちは納得する。(監理団体、津市)</p>	<p>外国人とはいえ日本で生まれ育っているのに、漢字が全く書けない小学生がいる。(団体、鈴鹿市)</p>	<p>外国人を企画段階から巻き込んで交流事業等を実施したい。(団体、伊賀市)</p>
<p>読み書きができない外国人生徒は単に日本語の語彙がないだけ。思考力はある。(日本人、高校教員)</p>	<p>技能実習生は言葉の問題もあって、具合が悪くても医療機関に行きたがらない。(日本人、企業、津市)</p>	<p>外国人は横のつながりが強く、一人雇うとクチコミで多くの同胞が求人に応募してくれる。(企業、亀山市)</p>
<p>外国にルーツを持つ子どもたちにオンラインによる日本語教育を提供する。(日本人、団体)</p>	<p>日本語教室のボランティアが不足しており、常時20人から30人が受講待ちの状況にある。(団体、四日市市)</p>	<p>技能実習生の日本語自習のため、始業前、終業後に社内の会議室を開放している。(日本人、企業、津市)</p>
<p>外国人の子どもたちは母国に帰ることはほぼない。将来の地域を担うことになる。たまたま私は恵まれたが、外国人の子ども進路が保障されるようになってほしい。(ペルー出身、大学教員)</p>	<p>住んでいる町があまり好きじゃなかったが、たまたま外国人がたくさん来たことで私の居場所になった。外国人と関わることができて意外に面白い場所だということ子どもたちに伝えている。(日本人、団体、伊賀市)</p>	<p>地区の避難訓練、お祭り、草取りなど、いろんな活動に参加していますので、ここの地区に住む人は僕のことを知っています。やはり、信頼されることが一番大事ですね。(インドネシア出身、会社員、桑名市)</p>
<p>市役所の職員向けにやさしい日本語講座を行っている。(日本人、行政)</p>	<p>災害時に外国人住民を支援する体制を構築したい。(団体、四日市市)</p>	<p>永住者には選挙権があってもいいように思う。(アメリカ人、松阪市)</p>
<p>日本語教室は日本語を学習したい人をサポートする場、交流する場、相談の場であるべきだと思うが、最近は、日本語能力試験対策などボランティア側に高度な知識が要求される傾向にある。(団体、津市)</p>	<p>教科学習でつまづく外国人の子どもを支援している。各学校で多文化共生の視点に立った取組が進められているが、アイデンティティの確立や、進路保障の面ではまだまだ課題が存在する。(日本人、行政)</p>	<p>地域づくり協議会の中に多文化共生委員会を設置し、交流イベントなどを実施している。ブラジル人が委員長をしていた時期もあったが、仕事が忙しいということで現在は日本人がしている。(日本人、団体、鈴鹿市)</p>
<p>日本語教室に来るとグローバルな視点を持てる。いろんな考え方があることを教えてもらえる。(日本人、団体、伊賀市)</p>	<p>工場近くの地域で、技能実習生にアパートを貸さないよう呼びかける文書が出回り、物件自体が少ない中で困ったことがある。(日本人、企業)</p>	<p>外国人の方には諦めず、難しいと思わずに、毎日少しずつでも日本語を勉強して頑張ってもらいたいです。(ベトナム出身、通訳者、伊勢市)</p>

<p>日本人に心を開かなかつた施設利用者が、外国人介護者による介護をきっかけに話をするようになった。(介護施設職員、四日市市)</p>	<p>外国人従業員の生活指導をするとき、言葉として伝わっても、ベースとなる生活習慣が違つるので、意図が伝わらないことがある。(日本人、企業)</p>	<p>外国にルーツをもつ小中学生の学習支援教室で、ボランティアの大半はリタイヤされた方で高齢化している。人数も不足している。(団体、伊賀市)</p>
<p>日銭を求めて転居を頻繁に繰り返す外国人の親がいる。それにふりまわされる子どもは学習を継続できなくなってしまう。(団体、津市)</p>	<p>春節の時期にホームシックになりがちな中国人技能実習生のために、賀詞交歓会を開催し、みんなが集まる機会を作っている。(日本人、監理団体、津市)</p>	<p>人材確保というメリットがある企業が、日本語教育、生活支援を自治体や地域住民に丸投げしている状態はおかしい。(日本人、団体)</p>
<p>作業現場で使う日本語を教える欲しいといった要望が事業所からあるが、ボランティア教室の教えることではないので断っている。(団体、桑名市)</p>	<p>遠隔通訳(タブレット)を窓口を導入したが、これまでの経緯を知っている市の通訳者が指名される傾向がある。(日本人、行政)</p>	<p>ボランティアの日本語教室に企業が外国人従業員を送り込むことが多くなっている。自らの意欲で来る学習者に比べ、定着率が悪い。(団体、桑名市)</p>
<p>外国人住民は税金を払う地域住民の一員であることを周りの日本人が認識する必要がある。(日本人、団体、鈴鹿市)</p>	<p>日本語指導ボランティアの高齢化が進んではいるが、人数的には充足している。(団体、伊勢市)</p>	<p>欧米等の高級ブランドが差別的なPRをして謝罪や販売中止に追い込まれた。民族や文化の多様性をリスペクトしないことはリスクにもなる。(日本人、松阪市)</p>
<p>両親が工場勤務の生徒が多く、その親を見て育つた子どもは自分も工場勤務すればいいと思いがちで、将来に希望をもてない子どもが多い。日本に多様な働き場所があることを知らせていきたい。(ブラジル人、教育、鈴鹿市)</p>	<p>日本に来たばかりの頃、言葉が通じなくてすごく困りました。言いたいことを言えず、赤ちゃんみみたいな言葉しか話すことができなかつたので、すごく悲しい思いをしました。今でもまだ、日本人との接し方に悩むことが時々あります。(ベトナム人、通訳・翻訳者、津市)</p>	<p>上海から来た当時は心細かつた。日本語教室に来て、友達感覚の先生に相談していた。今では、日本がホームで上海がアウェイとなつた。日本語がわからないと、外国人当人はいつまでもお客さんの意識のまま、住民という意識が芽生えない。(団体、伊賀市)</p>
<p>ボランティアの大半は仕事をもっているが、活動に参加することで元気をもらっているという人が多い。(団体、伊賀市)</p>	<p>受入れ拡充から30年が経過した日系人の高齢化が進んでいる。もともと地域とのつながりが薄かつたこともあり、生きがい確保する必要がある。(団体、鈴鹿市)</p>	<p>地区内の外国人に、「何でも相談にのるよ」、「一緒に安全・安心なまちをつくろう」と粘り強く呼びかけるとともに、外国人と一緒にパトロールや、防犯カメラや防犯のぼりの設置等を行った結果、生活環境が改善しました。今では、治安も安定し、パトロールを休止していますが、日常的に外国人の方と交流し、困ったときは何でも相談に乗っています。(桜島地区安全安心パトロール隊、鈴鹿市)(三重県『安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム(第2弾)』2020年.58p)</p>
<p>よりよい職場を求めて日本語をしっかりと覚えたいという学習者が増えている。N2以上でないと、ハローワークでいい職場をあっせんしてもらえないらしい。(団体、津市)</p>	<p>カナダでは香港系のマイノリティだった。学校に持っていく弁当の中身が他の子とは違つたりして苦勞した。でも、苦勞を乗り越えたのではない。社会が変わつたから今の私がいる。(カナダ人、津市)</p>	<p>地区内の外国人に、「何でも相談にのるよ」、「一緒に安全・安心なまちをつくろう」と粘り強く呼びかけるとともに、外国人と一緒にパトロールや、防犯カメラや防犯のぼりの設置等を行った結果、生活環境が改善しました。今では、治安も安定し、パトロールを休止していますが、日常的に外国人の方と交流し、困ったときは何でも相談に乗っています。(桜島地区安全安心パトロール隊、鈴鹿市)(三重県『安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム(第2弾)』2020年.58p)</p>

※意見は一例です。意見には個人差があります

## ★多文化共生の知恵袋

### 【多言語相談窓口（県）】

#### ■みえ外国人相談サポートセンター「MieCo（みえこ）」

080-3300-8077

※平日9:00～17:00

※日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語

#### ■三重県労働相談室

059-213-8290

※月・水・金 9:00～17:00、火・木 9:00～19:00

※ポルトガル語、スペイン語の通訳による相談は、平日9:00～16:30

### 【ウェブサイト】 ※一例です

#### ■三重県

「MieInfo（ミエイフ） 三重県情報提供ホームページ」

<https://mieinfo.com/>

※外国人住民が日本（三重県）で生活していくうえで必要とする行政情報や生活情報、外国人が活躍する企業、多文化共生に取り組む人等について多言語で提供しています。令和2(2020)年度からは7言語（日本語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、ベトナム語）になります

「多文化共生」

<https://www.pref.mie.lg.jp/TABUNKA/HP/>

#### ■公益財団法人三重県国際交流財団（MIEF）

<http://www.mief.or.jp/>

※三重県内の多文化共生に取り組む団体、日本語教室、医療通訳、日本語学習教材等の情報を掲載しています。通訳翻訳ボランティアの募集・紹介等もしています

#### ■一般財団法人自治体国際化協会

「多文化共生ポータルサイト」

<http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/index.php>

「多言語生活情報」

<http://www.clair.or.jp/tagengo/>

「多文化共生関連リンク集」

[http://www.clair.or.jp/j/multiculture/link/link\\_list.html](http://www.clair.or.jp/j/multiculture/link/link_list.html)

「やさしい日本語関連サイト」

[http://www.clair.or.jp/j/multiculture/link/link\\_eja.html](http://www.clair.or.jp/j/multiculture/link/link_eja.html)

- 首相官邸「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/index.html>  
※「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)」等を掲載しています
  
- 総務省「多文化共生の推進」  
[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/chiho/02gyosei05\\_03000060.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/02gyosei05_03000060.html)  
※「地域における多文化共生推進プラン」(平成18年3月)、「多文化共生事例集～多文化共生推進プランから10年 共に拓く地域の未来～」(平成29年3月)等を掲載しています
  
- 法務省「外国人生活支援ポータルサイト」  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10\\_00055.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00055.html)  
※各国語版「生活・就労ガイドブック」等を掲載しています
  
- 出入国在留管理庁「関係法令」  
<http://www.immi-moj.go.jp/hourei/>  
※「出入国管理及び難民認定法」「出入国管理及び難民認定法施行令」「出入国管理及び難民認定法施行規則」のほか、最近の法改正等について掲載しています  
※「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」  
[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=403AC0000000071](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=403AC0000000071)
  
- 文化庁「日本語教育の推進に関する法律」  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/shokan\\_horei/other/suishin\\_houritsu/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/index.html)
  
- 厚生労働省「外国人雇用対策」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/gaikokujin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/index.html)  
※「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」(外国人雇用管理指針)(平成19年厚生労働省告示第276号)、「外国人の活用好事例集～外国人と上手く協働していくために」(平成29年3月)等を掲載しています
  
- 国土交通省「外国人の民間賃貸住宅への円滑な入居について」  
[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000017.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000017.html)  
※「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」(賃貸人、仲介業者・管理会社の方へ)、「部屋探しのガイドブック」(日本で部屋探しをする外国人の方へ)を掲載しています



## ★多文化共生のネタ帳

元国際交流員のエリカ サマーヴィルさんによる寄稿です。

国際交流員として経験した学校訪問活動（出前講座）をふまえて、多文化共生を考えるヒントをまとめてくれています。

### エリカのネタ「文化について考える」

異文化はすぐ目につくので、「ヘン」、「間違っている」等とネガティブに判断されがちです。しかし、それは逆に考えれば、自分の文化も外国の人から見たら「ヘン」、「間違っている」と思われるということです。自分の文化に気づくことは意外と困難です。誰もが文化を持っていて、自分の文化の価値観で様々なことを判断しています。これに気づかずに異文化に接すると、お互いに理解できないまま終わってしまいます。

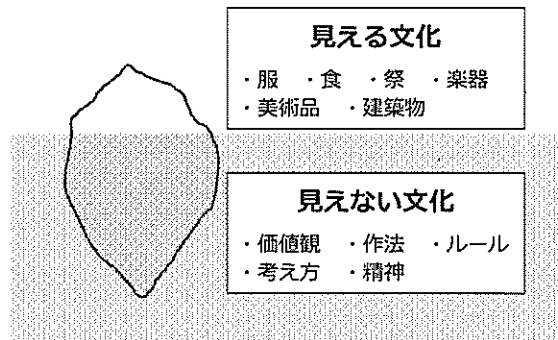
自身の文化も含め、文化がどのような歴史的変化を経て今の形になったかを考えることによって、正しい文化の知識を得ることができます。歴史の中で形成された思想や価値観等に触れることによって、文化とは論理（ロジック）に基づいたものだということが分かります。これにより、違いを乗り越えることができ、多文化共生へ近づく第一歩となります。

### エリカのネタ「見える文化、見えない文化」

文化は、見える文化と見えない文化に分けられます。見える文化には服、食、祭、楽器、美術品、建築物等があげられます。見えない文化には、価値観、作法、ルール、考え方、精神等があげられます。見える文化と見えない文化は、氷山に例えられており、見える文化は一部でしかなく、文化のほとんどは表面下で存在していることを表しています。

私たちは、見える文化に視点を置いてしまう傾向がありますが、見えない文化こそ重視する必要があります。それは、世界観や考え方などの見えない文化が私たちの生活に大きく影響を与えているからです。文化とは何かを理解する

ためには、文化の表面下に存在する部分を理解する必要があります。例えば、生け花は形のあるものですが、その背景には華道の教えや考え方が存在し、華道を理解することで生け花の奥深さが見えてきます。このように見える文化の背景に存在する見えない文化を知ることは、異文化の深い理解につながるでしょう。



### エリカのネタ「固定観念って？」

日本の国民性といわれる特徴（イメージや固定観念）をいくつか書き出しましょう。

その中で、自分に当てはまるものはありますか？全てが当てはまるような人はいますか？

日本人だからといって、全てがあてはまるわけではありません。このようにイメージや固定観念は絶対に正しいというわけではありません。

Q. 外国の人は、その国に対するイメージや偏見のせいで誤解されてしまいます。どうしたらその誤解を解くことができますか？

Q. 見た目で決めつけられるとどのような気持ちになるでしょうか？見た目だけでその人がどのような人が分かりますか？

### エリカのネタ「文化を超えて交流する」

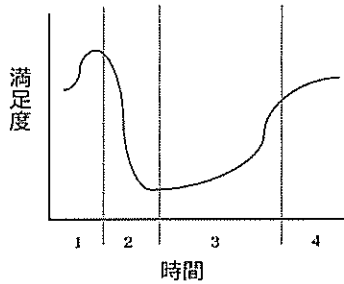
外国人を出身国や人種でひとくくりにして、枠に入れて考えてしまう人は少なくありません。これではその人を単にその文化の象徴として見るのみで、一人の人間として扱うことにはなりません。「〇〇人」として人を認識することによって、相手を個人として知ろうとする態度が薄れてしまいます。人のアイデンティティは複雑で、国や人種はその一部でしかありません。

### エリカのネタ「カルチャーショックについて」

文化は社会に一体感をもたらします。その効果を与える文化のひとつに、社会的ルールがあります。例えば、バスに乗る手順も文化によって違います。混乱が生じないようにと作られたその手順を社会のルールとし、次世代につなげて社会に定着させるのも文化です。このような文化は、日常の様々な部分で私たちの生活を円滑にしているといえます。

新しい文化の中に移り住む時には常識や社会的ルールを学び、自身の言動などを調整する時間が必要となります。社会的ルールの背景にある価値観、そして常識やその文化のならわしも学ばなければいけないため、このプロセスは時間もかかり、慣れるまではストレスとを感じる人も多いです。新しい文化に慣れるまでのプロセスはカルチャーショックと名付けられています。

カルチャーショックは以下の過程を経験するといわれています。



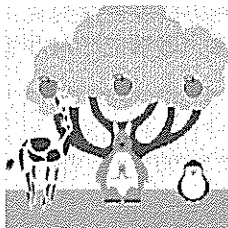
- |            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| 1. ハネムーン期： | 新しい国に来て、全てが新鮮な時期                   |
| 2. ショック期：  | 文化の違いなどで困り、居心地が悪いためホームシックになったりする時期 |
| 3. 回復期：    | だんだん新しい文化に慣れ、日常生活もスムーズになってくる時期     |
| 4. 安定期：    | 毎日の生活が安定し、カルチャーショックではなくなる時期        |

カルチャーショックは、人により経験の仕方が違うため、ハネムーン期を経験しないJ型や、回復期を経験しないL字型も存在します。(Davis, F. J. (1963). Perspectives of Turkish students in the United States. Sociology and Social Research, Sojourner Adjustment; The Case of Foreigners in Japan, Tsai Hsiao-Ying, 1995)

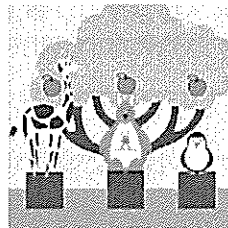
他にも、新しい文化に慣れるには様々な要素が関係してきます

- ・母国の文化と新しい文化の違いの大きさ
- ・新しい文化が他の文化や民族に対して寛大か否か
- ・新しい文化の中で言語によるコミュニケーションがとれるか否か
- ・カルチャーショック以外にもストレス源（障がい、病気、メンタルヘルスの問題、家庭内暴力等）があるか

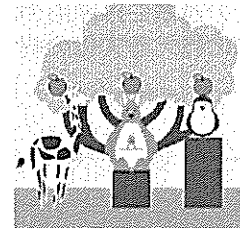
### エリカのネタ「公平って？」



この3頭の動物たちは、おなかが空いています。木のとなりには、台にできる3つのハコがあります。どのように3頭はこのハコを分けるべきでしょうか？



**公平①：平等**  
全員同じ扱いを受け、均等に分けること



**公平②：公正**  
その人のちがいに合わせる

公平と一口に言っても様々なやり方で公平さを達成することができます。税金を例にとれば、所得に合わせて額が増減する所得税や住民税（所得割）もあれば、皆が同じ額や率で納める消費税や住民税（均等割）もあります。これらの「公平」は、平等（イクアリティ）と公正（エクイティ）の概念に基づくものです。社会では各場面で平等（イクアリティ）と公正（エクイティ）が使い分けられています。もちろん、何も提供されない、という公平さもあります。

多様性を尊重する社会では、特に公正を考える場面が多くなります。例えば、日本語が堪能でない子どもを日本語ができる子どもと同じように巣立たせるには、どのような配慮が必要か。貧困家庭の子どもや、障がいのある子どもへの合理的なサポートは何か。皆が活躍できる社会を実現させるためには、様々な考慮が必要です。

### エリカのネタ「やさしい日本語」

やさしい日本語とは、外国人にもわかりやすく情報を伝えることができる、易しく優しい日本語です。多言語で情報を提供できない時、通訳者がいない時等に、特に、災害時や緊急時に役立ちます。

やさしい日本語は、単にひらがなだけで書くことや誰に対しても子どもに話すように話すことではありません。話す相手、情報を届けたい相手に伝わるよう、配慮をすることが必要です。

Q. 外国人に「すみません、えき どこですか？」と尋ねられました。あなたならどう答えますか？	A) 「駅はこの大通り沿いを 80m ほど歩き、2つ目の信号にあるデパートで右に曲がった道の突き当りにありますよ」	B) 「駅へは、この大きな道を歩きます。2つ目の信号に大きな店があります。右に行きます。道の終わりまで歩きます。駅はそこにあります」。
--	---	---

どちらがやさしい日本語でしょう？これで伝わらなかつたら、どう言い換えますか？

やさしい日本語には、絶対的な正解はありませんが、いくつか抑えるべきポイントがあります。

#### やさしい日本語にするポイント

日本語能力を把握：	相手の使う語彙等から日本語能力を把握しましょう。自分から発信するときは、相手の能力を推測しましょう。相手の聞き方が「えき どこ？」なのか、「すみません、一番近い駅はどこですか？」なのか、聞き分けて判断します。
必要な情報を整理：	自分が相手に伝えたいことを頭の中でまとめて、必要な情報を選びましょう。上の例でなら、「大通り沿いを歩く」「2つ目の信号のデパートで右」「道の突き当り」
日本語能力に合わせた語彙：	把握した相手の日本語能力に合わせて、使う語彙を選択しましょう。上の例でなら、大通り→「大きい道」、デパート→「大きな店」、道の突き当り→「道の終わり」
一文一概念：	ひとつの文が長くなると、何を伝えたいのかがわかりにくくなってしまいます。一文ずつで区切りましょう。

次のこともやさしい日本語につながります。

- ・話すスピードに気をつける
- ・ふりがなをつける
- ・同音異義語に気をつける（一杯/いっぱい）
- ・外来語を避ける
- （特に名前や地名）
- ・擬音語、擬態語を使わない
- ・専門用語を避ける
- ・方言に気をつける
- ・難しい日付や数え方を避ける
- （七日：なのか、二十日：はつか、元号 等）

### エリカのネタ「異文化コミュニケーション」

異文化間のコミュニケーションをとるうえで必要なことは、多言語を話す技術ではなく、臨機応変にその場に合った言動を選ぶことです。様々な文化の狭間においても、他人の主張も自分の意見も両立させられるようなコミュニケーションが必要となってきました。なお、異文化コミュニケーションの初歩的な方法には、適切な話題を選ぶ、違うことばで言い換える、ジェスチャーを交える、などが挙げられます。

### エリカのネタ「他の人の視点から物事を考える力」

多文化共生社会では人が対等な関係であることが必要です。多様な人を理解するには、多様な視点から物事を考える力が大切です。人は一人一人考えや経験が違うため、同じものを見ても見る人によって見え方が異なります。様々な視点を取り入れることで対立が解消され、相互の理解が進み、相手と対等に接することができます。

また、例えば裁判が両者の言い分やあらゆる証拠を出しながら進められるように、様々な視点を取り入れることは物事の真実に近づく方法であるともいえます。いじめ等の問題も、様々な視点から考えることが適切な解決へと導くでしょう。

Q. 言い争いになったとき、誤ってお友達を傷つけてしまったとき等、どのような問題が生じても双方の話を聞くことは大切です。なぜ両方の言い分を聞くのは大切なのでしょう？片寄った話の危なさについて考えましょう。

Q. 人と意見が合わない時どうしていますか？文化が違う人と意見が合わない時も同じようにして解決できると思いませんか？けんかにならないようにするには、どうしたらいいですか？

習慣や考え方が異なる外国の人は、日本で知らないうちにルールを破ってしまうかもしれません。そのような時、外国の人の意見や視点を知らず、決めつけてしまうことの危なさについても考えてみましょう。

## ★指針策定の過程

平成30(2018)年度

- ・2月 三重県外国人住民会議（これからの多文化共生について）

令和元(2019)年度

- ・8月～11月 団体等へのヒアリング
- ・8月 三重県外国人住民会議（指針の改定について）
- ・9月 三重県多文化共生推進会議（指針の改定に向けた基本的な考え方について）
- ・10月 三重県議会環境生活農林水産常任委員会（指針の改定に向けた基本的な考え方について）
- ・11月 三重県市町多文化共生ワーキング（中間案について）
- ・11月 外部有識者による助言
- ・12月 三重県議会環境生活農林水産常任委員会（中間案について）
- ・12月～1月 パブリックコメント
- ・12月～1月 三重県多文化共生推進会議委員、三重県外国人住民会議委員、市町への意見照会
- ・12月 三重県市町多文化共生ワーキング
- ・1月 三重県市町多文化共生ワーキング
- ・2月 外部有識者による助言
- ・2月 三重県外国人住民会議（最終案について）
- ・2月 三重県多文化共生推進会議（最終案について）
- ・3月 三重県議会環境生活農林水産常任委員会（最終案について）

## ★指針作成にご協力くださったみなさん

※敬称略、順不同

**助言：** 松井真理子（四日市大学副学長・総合政策学部教授）

**コラム執筆：** エリカ サマーヴィル（元三重県国際交流員）

**三重県多文化共生推進会議委員：** 松井真理子（四日市大学副学長・総合政策学部教授）、江成幸（国立大学法人三重大学人文学部教授）、アーナンダ クマーラ（名城大学外国語学部学部長）、宮西マリ  
ア（四日市市交通安全教育指導員）、キム シファン（在日本大韓国民団三重県地方本部副議長）、  
北村文明（公益財団法人三重県国際交流財団常務理事兼事務局長）、矢土結里恵（伊勢市国際交流協  
会会長）、坂本久海子（特定非営利活動法人愛伝舎理事長）、和田京子（特定非営利活動法人伊賀の伝  
丸代表理事）、吉仲繁樹（三重県商工会議所連合会専務理事）、別所浩己（三重県中小企業団体中央会  
参事）、山本和寿（社会福祉法人三重県社会福祉協議会総務企画部部長）、大辻結花（松阪市子ども支  
援研究センター前所長）、尾崎充（松阪市子ども支援研究センター所長）、奥野誠人（三重県立みえ夢  
学園高等学校校長）、横山典子（桑名市市長公室まちづくり推進課女性活躍・多文化共生推進室室長）

**三重県外国人住民会議委員：** セキ ヒサミ ラウロ、バルトロメ サラ ララ、カステド メルガル パ  
オラ、古閑 シルレイ ヨシエ、安井パウラ、喜屋武 カストロ アベル 勇、大島ニコラ、山田ロサリ  
オ、シャルマ ディラジ、史恵麗、兪映香、シェルパ ダワ、シマンジュンタク ウサハ プルガウラ  
ン、フェンテス ラムジェイ

**その他協力：** 市町、市教育委員会、地域国際交流協会、外国人学校、事業所、日本語教室、学習支  
援教室、地域づくり団体、その他団体での活動を通じて外国人住民に関わっている方々

## 三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）【最終案】

～多様な文化的背景を生かして一緒に築く地域社会をめざして～

---

令和2(2020)年3月発行

三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課

〒514-0009 津市羽所町700番地（アスト津3階）

TEL 059-222-5974

FAX 059-222-5984

Email [tabunka@pref.mie.lg.jp](mailto:tabunka@pref.mie.lg.jp)

<https://www.pref.mie.lg.jp/TABUNKA/HP/>

<https://mieinfo.com/>

<https://www.facebook.com/miekencir>



MieInfo

三重県(多文化共生)

多言語による三重県情報

Humans of Mie